

第 16 期

定時株主総会 招集ご通知



S I R D

日 時

2025年6月25日（水曜日）

午前10時（受付開始時刻 午前9時）

場 所

大阪国際会議場（グランキューブ大阪）
10階 会議室

大阪市北区中之島5丁目3番51号
（末尾の会場ご案内図をご参照ください。）



招集ご通知がスマホでも！

パソコン・スマートフォンからでも
招集ご通知がご覧いただけます。

<https://s.srdb.jp/8714/>



抽選で電子チケットが当たる

プレゼントキャンペーンを6月30日まで実施中！

株式会社 池田泉州ホールディングス

証券コード：8714

ごあいさつ

株主の皆さまには、平素より格別のお引き立てを賜り厚く御礼申しあげます。

第16期定時株主総会を2025年6月25日（水曜日）に開催いたしますので、ここに招集ご通知をお届けいたします。



代表取締役社長 兼 CEO 鵜川 淳

経営理念

『幅広いご縁』と『進取の精神』を大切に、お客様のニーズに合ったサービスを提供し、地域の皆様に『愛される』金融グループを目指します。

経営方針

- 人と人とのふれあいを大切に、誠実で親しみやすく、お客様から最も『信頼される』金融グループを創ります。
- 情報収集と時代の先取りに励み、先進的で高品質なサービスの提供によって、地域での存在感が最も高い金融グループを創ります。
- 健全な財務体質、高い収益力、経営効率の優位性を持つとともに、透明性の高い経営を行い、株主の信頼に応えます。
- 産・学・官のネットワークを活用し、様々なマッチングを通して、『地域との共生』を進めます。
- 法令やルールを厳守し、環境に配慮した企業活動を行うことによって、社会からの信頼向上に努めます。
- グループ行員に、自由闊達に能力を発揮し、また能力向上を図れる職場を提供するとともに、よき市民としての成長を支援していきます。

株主総会の流れ

株主総会開催前

招集通知到着後～2025年6月24日（火）まで

1 電子提供されている招集ご通知を見る

<https://www.senshuikeda-hd.co.jp/ir/kabunushisoukai.html>



2 事前に議決権を行使する



スマートフォン



パソコン



郵送

行使期限

2025年6月24日（火）
午後5時40分まで

事前質問する

受付期限

2025年6月17日（火）
午後5時40分まで

株主総会当日

2025年6月25日（水）午前10時～

当日ご来場される方



末尾の会場ご案内図
をご参照ください

受付開始

2025年6月25日（水）
午前9時～

議決権行使書用紙をご持参ください。

ライブ配信をご利用の方



配信日時

2025年6月25日（水）
午前10時～

<https://engagement-portal.tr.mufg.jp/>



株主の皆さまへ

証券コード：8714
2025年6月2日
大阪市北区茶屋町18番14号
株式会社 池田泉州ホールディングス
代表取締役社長 兼 CEO 鷗川 淳

第16期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当社第16期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

本株主総会の招集に際しては電子提供措置をとっており、インターネット上の下記ウェブサイトにて電子提供措置事項を掲載しております。

当社ウェブサイト

<https://www.senshuikeda-hd.co.jp/ir/kabunushisoukai.html>



また、上記のほか、インターネット上の下記ウェブサイトにも掲載しております。

東証ウェブサイト

<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>



※銘柄名「池田泉州ホールディングス」またはコード「8714」と入力・検索し、「基本情報」、「縦覧書類/PR情報」を選択の上、ご確認くださいませようお願い申し上げます。

なお、当日ご出席されない場合は、書面又は電磁的方法（インターネット）により議決権を行使することができますので、お手数ながら電子提供措置事項に掲載の株主総会参考書類をご検討のうえ5頁から6頁に記載の方法により**2025年6月24日（火曜日）午後5時40分**までに、議決権を行使いただきますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1 日 時 2025年6月25日（水曜日）午前10時

2 場 所 大阪市北区中之島5丁目3番51号
大阪国際会議場（グランキューブ大阪）10階 会議室

3 目的事項

報告事項

- ① 第16期（2024年4月1日から2025年3月31日まで）事業報告、連結計算書類の内容並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
- ② 第16期（2024年4月1日から2025年3月31日まで）計算書類の内容報告の件

決議事項

- 第1号議案 剰余金処分の件
- 第2号議案 定款一部変更の件
- 第3号議案 取締役10名選任の件

お知らせ

- 会社法の改正に伴い、株主総会資料はウェブサイトにてご確認くださいことを原則とし、基準日までに書面交付請求のお手続きを完了された株主さまに限り、資料一式を書面でお送りすることとなりました。本株主総会においては書面交付請求をされていない株主さまにも、お手元で株主総会議案をご確認できるよう株主総会参考書類を書面でお送りしております。
- 電子提供措置事項のうち、次の事項につきましては、法令および当社定款の規定に基づき、書面交付請求をいただいた株主さまに対して交付する書面には記載しておりません。なお、監査役会および会計監査人は次の事項を含む監査対象書類を監査しております。
 - ・（監査役会の監査対象書類）
事業報告の「当社の現況に関する事項」のうち、当社の新株予約権等に関する事項、財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針、業務の適正を確保する体制、特定完全子会社に関する事項、親会社等との間の取引に関する事項
 - ・（会計監査人の監査対象書類）
「連結計算書類」「計算書類」の連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結注記表、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、個別注記表
 - ・「監査報告書」の連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書、会計監査人の監査報告書、監査役会の監査報告書
- 電子提供措置事項に修正が生じた場合は、掲載している各ウェブサイトにて修正内容を掲載させていただきます。
- 今後の状況により株主総会の運営に変更が生じた場合は、当社ウェブサイトにてお知らせいたします。
- 本株主総会の決議結果につきましては、書面による決議通知のご送付に代えて、株主総会終了後、当社ウェブサイトに掲載させていただきますので、ご了承くださいませようお願い申し上げます。

議決権行使についてのご案内

議決権行使の方法は、インターネット等・書面・総会へのご出席の3つの方法がございます。

インターネット等による議決権行使

行使期限 **2025年6月24日（火曜日）午後5時40分まで**

スマートフォンの場合（タブレット含む） 「ログイン用QRコード」を読み取りいただくことで、「ログインID」及び「仮パスワード」が入力不要でログインいただけます。

- QRコードを読み取る
「ログイン用QRコード」を読み取る。
- 議決権行使方法を選ぶ
議決権行使方法を選ぶ。
- 各議案の賛否を選択
各議案の賛否を選択。



画面の案内に従って
行使完了です。

PCの場合 議決権行使ウェブサイト (<https://evote.tr.mufig.jp/>) にアクセスしていただき、画面の案内に従って、議案に対する賛否をご入力ください。

システム等に関する
お問い合わせ

三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部（ヘルプデスク）

0120-173-027（通話料無料）

（受付時間 午前9時から午後9時まで）

- インターネットにより複数回にわたり議決権を行使された場合は、最後に行使された内容を有効とさせていただきます。またパソコン、スマートフォン向けサイトで重複して議決権を行使された場合も、最後に行使された内容を有効とさせていただきます。

皆さまの議決権行使が世界中の子どもたちの命と健康を守るための活動につながります。

インターネットによる議決権行使をご利用いただくことにより削減される郵送費用お一人あたり110円をインターネットによる議決権行使をいただいた人数に応じて日本ユニセフ協会に寄付をさせていただきます。株主の皆さまの議決権行使が、社会貢献にもつながります。インターネットによる議決権行使を是非積極的にご利用ください。

【寄付先】
公益財団法人 日本ユニセフ協会



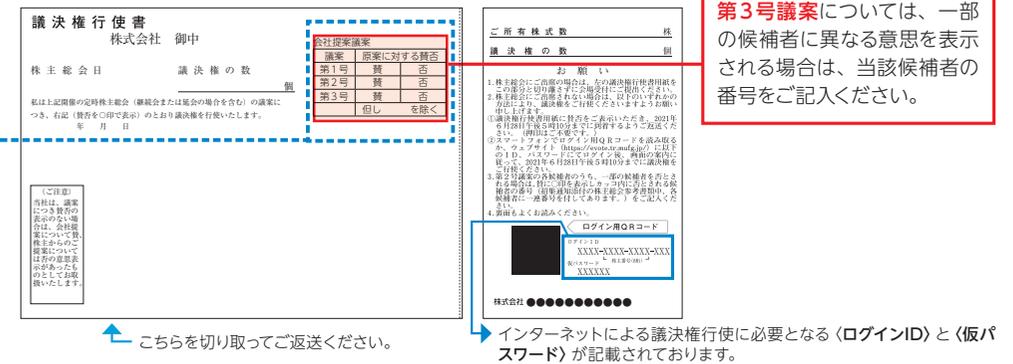
池田泉州ホールディングスグループは
持続可能な開発目標（SDGs）を支援しています。

書面による議決権行使

議決権行使期限 **2025年6月24日（火曜日）午後5時40分到着分まで**

同封の議決権行使書用紙に賛否をご表示いただき、ご返送ください。なお、各議案につき賛否のご表示がない場合は、賛成の意思表示があったものとして取り扱わせていただきます。

議決権行使書用紙イメージ



第3号議案については、一部の候補者に異なる意思を表示される場合は、当該候補者の番号をご記入ください。

こちらに、各議案の賛否をご記入ください。

- ▶ 賛成の場合：【賛】の欄に○印
- ▶ 反対の場合：【否】の欄に○印

会社提案に
ご賛同いただける 場合

会社提案議案

議案	原案に対する賛否	
第1号	賛	否
第2号	賛	否
第3号	賛	否
	但し	を除く

会社提案に
反対される 場合

会社提案議案

議案	原案に対する賛否	
第1号	賛	否
第2号	賛	否
第3号	賛	否
	但し	を除く

- 郵送とインターネットにより重複して議決権を行使された場合は、インターネットによる議決権行使の内容を有効として取り扱わせていただきますのでご了承ください。

株主さま専用サイト「Engagement Portal」のご案内

株主さま専用サイト「Engagement Portal」より**事前質問**及び**ライブ配信**を実施いたします。

ライブ配信日時 2025年6月25日（水曜日）午前10時から株主総会終了時刻まで

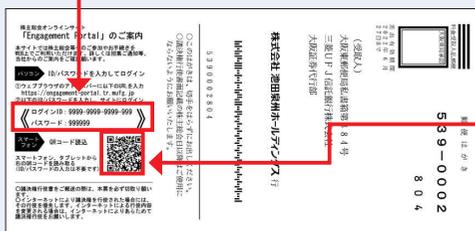
※当日ライブ視聴ページは、午前9時30分頃よりアクセス可能となります。

事前質問 本招集通知到着時～2025年6月17日（火曜日）午後5時40分まで

ログインID・パスワードをご入力いただく方法

株主総会オンラインサイト「Engagement Portal」へアクセス

<https://engagement-portal.tr.mufg.jp/>



詳細については、以下URLをご参照ください。
<https://www.tr.mufg.jp/daikou/pdf/faq.pdf>

スマートフォン等でQRコードを読み取る方法



「QRコード」を読み取っていただくと「ログインID」と「パスワード」の入力を省略できます

ご留意事項

- インターネット参加によりライブ配信をご覧いただくことは、会社法上、株主総会への出席とは認められません。そのため、インターネット参加を通じて株主総会において株主さまに認められている質問、議決権行使や動議の提出を行うことはできません。議決権行使は、行使期限にご留意いただいたうえで、議決権行使書の郵送や別途ご案内しているインターネット投票、または委任状等で代理権を授与する代理人による当日のご出席をお願いいたします。
- インターネットで株主総会にご参加いただけるのは株主さま本人のみに限定させていただきます。
- ライブ配信の撮影・録画・録音・保存及びSNS等での公開等は固くお断りいたします。
- 当日の会場撮影は、ご出席株主さまのプライバシーに配慮し、議長席及び役員席付近のみとしますが、やむを得ずご出席株主さまが映り込んでしまう場合がございます。あらかじめご了承ください。
- 事前のご質問は、本株主総会の目的事項に関わる内容で、株主さまお一人につき1問とさせていただきます。
- 事前にいただいたご質問のうち、株主の皆さまの関心の高いご質問については、株主総会当日に回答させていただきます。全てのご質問に対して回答するものではありませんので、何卒ご理解ください。また、個別の回答はいたしかねますのでご了承ください。

株主さま専用サイトに関するお問い合わせ

三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部

0120-676-808

(通話料無料/土日祝日を除く平日9:00～17:00、ただし、株主総会当日は9:00～株主総会終了まで)

ライブ配信(動画プレイヤーの視聴不具合等)に関するお問い合わせ

株式会社Jストリーム

0120-597-260

(通話料無料/株主総会当日9:30～株主総会終了まで)

議案及び参考事項

第1号議案 剰余金処分の件

期末配当に関する事項

(1) 配当財産の種類

金銭といたします。

(2) 配当財産の割当てに関する事項及びその総額

普通株式1株につき8円（中間配当を含め、当期の配当金は年間15円50銭）を配当いたしたいと存じます。

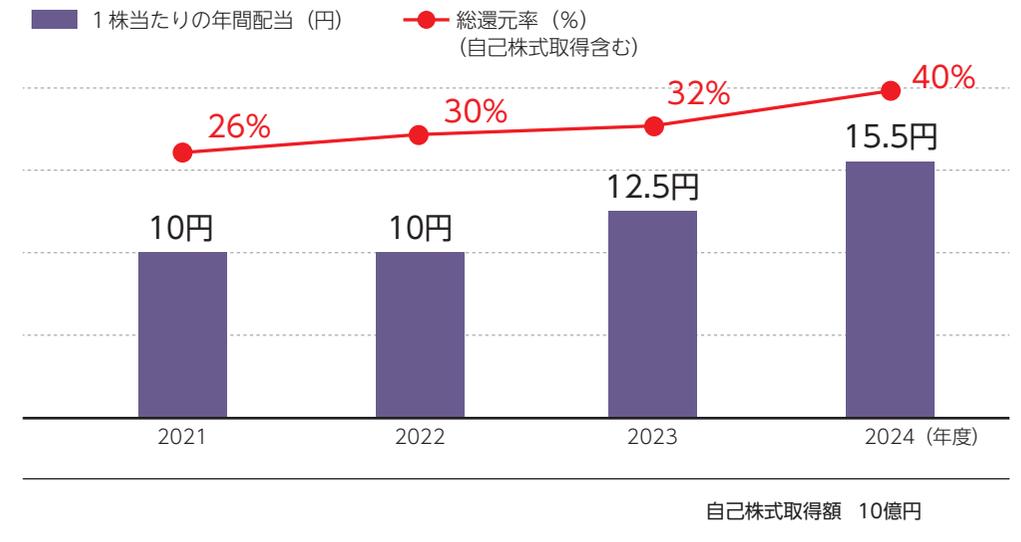
なお、この場合の配当総額は、2,224,514,832円となります。

(3) 剰余金の配当が効力を生じる日

2025年6月26日といたしたいと存じます。

株主還元方針について

当社の第5次中期経営計画Plusにおいて総還元率40%以上を目標といたしております。当期は、配当金を増配し1株当たり年間15円50銭の配当および自社株式取得を10億円実施いたしましたので、総還元率は40.2%となります。2025年度は、配当金は1株当たり年間16円以上とし、機動的な自社株式取得と合わせて総還元率40%以上といたしたいと存じます。



第2号議案 定款一部変更の件

1. 変更の理由

- (1) 当社は、社外取締役が過半数を占める指名・報酬・監査の3つの委員会を設置することにより、経営の透明性・客観性の向上を図るとともに、代表執行役への大幅な権限委譲を実施し、取締役会と執行役の権限と責任の所在を明確化し、機動的な経営の意思決定を可能とする目的で、指名委員会等設置会社に移行いたします。これに伴い、指名委員会・報酬委員会および監査委員会ならびに執行役に関する条項の新設、監査役会および監査役に関する規定の削除等、所要の変更を行うものであります。
- (2) 移行後のコーポレート・ガバナンス体制の中で、取締役や執行役がその役割を十分に発揮できる環境を整備し、有用な人材を確保することを目的として、取締役については、社外取締役に加えて、業務執行取締役等でない取締役とも会社法第427条第1項の契約（責任限定契約）を締結できるようにいたします。また、取締役・執行役については、会社法第426条第1項の規定により、取締役会の決議によって法令の定める範囲で責任を免除できる規定を新設するものであります。なお、変更案第27条の変更および変更案第26条・第33条の新設については、各監査役の同意を得ております。
- (3) 以上のほか、現行定款の各規定の条数の整備およびその他の所要の変更を行うものであります。なお、これらの定款変更につきましては、本総会終結の時をもって効力が発生するものいたします。

2. 変更の内容

(下線は変更部分を示します。)

現行定款	変更案
<p style="text-align: center;">第1章 総 則</p> <p>第1条～第3条 (条文省略)</p>	<p style="text-align: center;">第1章 総 則</p> <p>第1条～第3条 (現行どおり)</p>
<p>(機関)</p> <p>第4条 当社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 取締役会 2. 監査役 3. 監査役会 4. 会計監査人 	<p>(機関)</p> <p>第4条 当社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 取締役会 2. 指名委員会、監査委員会及び報酬委員会 3. 執行役 4. 会計監査人
第5条 (条文省略)	第5条 (現行どおり)
<p style="text-align: center;">第2章 株 式</p> <p>第6条～第10条 (条文省略)</p>	<p style="text-align: center;">第2章 株 式</p> <p>第6条～第10条 (現行どおり)</p>
<p>(株式取扱規定)</p> <p>第11条 当社の株主権行使の手続その他株式及び新株予約権に関する取扱い及び手数料は、法令または本定款のほか、取締役会で定める株式取扱規定による。</p>	<p>(株式取扱規定)</p> <p>第11条 当社の株主権行使の手続その他株式及び新株予約権に関する取扱い及び手数料は、法令または本定款のほか、<u>取締役会の決議または取締役会の決議による委任を受けた代表執行役の決定により定める株式取扱規定による。</u></p>
<p>(株主名簿管理人)</p> <p>第12条 当社は株主名簿管理人を置く。</p> <ol style="list-style-type: none"> ② 株主名簿管理人及びその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定め、これを公告する。 ③ 当社の株主名簿及び新株予約権原簿の作成並びに備置きその他の株主名簿及び新株予約権原簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当社においては取扱わない。 	<p>(株主名簿管理人)</p> <p>第12条 当社は株主名簿管理人を置く。</p> <ol style="list-style-type: none"> ② 株主名簿管理人及びその事務取扱場所は、<u>取締役会の決議または取締役会の決議による委任を受けた代表執行役の決定によって定め、これを公告する。</u> ③ 当社の株主名簿及び新株予約権原簿の作成並びに備置きその他の株主名簿及び新株予約権原簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当社においては取扱わない。

現行定款	変更案
<p>(基準日) 第13条 (条文省略)</p> <p>② 前項のほか必要があるときは、取締役会の決議によってあらかじめ公告して、一定の日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者をもって、その権利を行使することができる株主または登録株式質権者とする。</p>	<p>(基準日) 第13条 (現行どおり)</p> <p>② 前項のほか必要があるときは、取締役会の決議によって、あらかじめ公告して、一定の日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者をもって、その権利を行使することができる株主または登録株式質権者とする。</p>
<p>第3章 株主総会 第14条 (条文省略)</p>	<p>第3章 株主総会 第14条 (現行どおり)</p>
<p>(招集権者及び議長) 第15条 株主総会は、取締役社長がこれを招集し、議長となる。</p> <p>② 取締役社長に事故があるときは、取締役会において予め定めた順序に従い、他の取締役が株主総会を招集し、議長となる。</p>	<p>(招集権者及び議長) 第15条 株主総会は、あらかじめ取締役会において定めた取締役が招集する。</p> <p>② 株主総会は、あらかじめ取締役会において定めた取締役または執行役が議長となる。</p>
第16条～第18条 (条文省略)	第16条～第18条 (現行どおり)
<p>第4章 取締役及び取締役会 第19条～第21条 (条文省略)</p>	<p>第4章 取締役及び取締役会 第19条～第21条 (現行どおり)</p>
<p>(代表取締役及び役付取締役) 第22条 取締役会は、その決議によって、代表取締役を選定する。代表取締役は、各自当会社を代表する。</p> <p>② 取締役会は、その決議によって取締役のうちから会長及び社長各1名並びに副社長、専務取締役及び常務取締役各若干名を定めることができる。</p>	(削る)
<p>(報酬等) 第23条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益 (以下「報酬等」という。) は株主総会の決議によって定める。</p>	(削る)
<p>(取締役会規定) 第24条 (条文省略)</p>	<p>(取締役会規定) 第22条 (現行どおり)</p>

現行定款	変更案
<p>(取締役会の招集) 第25条 取締役会の招集通知は、会日の3日前までに各取締役及び各監査役に対して発するものとする。ただし、緊急のときは、この期間を短縮することができる。</p>	<p>(取締役会の招集) 第23条 取締役会の招集通知は、会日の3日前までに各取締役に対して発するものとする。ただし、緊急のときは、この期間を短縮することができる。</p>
<p>(取締役会の招集権者及び議長) 第26条 取締役会は、取締役社長がこれを招集し、議長となる。ただし、法令に別段の定めがある場合には、これに従うものとする。</p> <p>② 取締役社長がさしつかえあるときは、取締役会長が、取締役会長がさしつかえあるときは、取締役会の定める順序により、他の取締役が、取締役会を招集し、議長となる。</p>	<p>(取締役会の招集権者及び議長) 第24条 取締役会は、あらかじめ取締役会において定めた取締役が招集し、議長となる。ただし、法令に別段の定めがある場合には、これに従うものとする。</p> <p>② 前項の取締役に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が取締役会を招集し、議長となる。</p>
<p>(取締役会の決議の省略) 第27条 当社は取締役の全員が取締役会の決議事項について書面または電磁的記録により同意した場合には、当該決議事項を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。ただし、監査役が異議を述べたときはこの限りではない。</p>	<p>(取締役会の決議の省略) 第25条 当社は取締役の全員が取締役会の決議事項について書面または電磁的記録により同意した場合には、当該決議事項を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。</p>
(新設)	<p>(取締役の責任免除) 第26条 当社は、会社法第426条第1項の規定により、取締役 (取締役であった者を含む。) の同法第423条第1項の賠償責任について、当該取締役が善意でかつ重大な過失がない場合には、取締役会の決議をもって、法令の定める限度において、免除することができる。</p>
<p>(社外取締役の責任限定) 第28条 当社は、会社法第427条第1項の規定により、社外取締役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令で規定する額とする。</p>	<p>(取締役の責任限定) 第27条 当社は、会社法第427条第1項の規定により、取締役 (業務執行取締役等であるものを除く。) との間に、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令で規定する額とする。</p>

現行定款	変更案
<p>第5章 監査役及び監査役会</p> <p>(監査役の数) 第29条 当社の監査役は6名以内とする。</p>	<p>第5章 指名委員会、監査委員会及び報酬委員会</p> <p>(削る)</p>
<p>(監査役を選任) 第30条 監査役は、株主総会の決議によって選任する。その選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</p>	<p>(各委員の選定方法) 第28条 当社の指名委員会、監査委員会及び報酬委員会の委員は、取締役の中から、取締役会の決議により選定する。</p>
<p>(監査役任期) 第31条 監査役任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結のときまでとする。 ② 任期満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了するときまでとする。</p>	(削る)
<p>(常勤監査役) 第32条 監査役会はその決議によって、常勤の監査役を選定する。</p>	(削る)
<p>(報酬等) 第33条 監査役の報酬等は株主総会の決議によって定める。</p>	(削る)
<p>(監査役会規定) 第34条 監査役会に関する事項は、法令、本定款及び監査役会において定める監査役会規定による。</p>	<p>(各委員会規定) 第29条 各委員会の権限その他各委員会に関する事項は、法令、本定款及び取締役会規定のほか、取締役会において定める各委員会規定による。</p>
<p>(監査役会の招集) 第35条 監査役会の招集通知は、会日の3日前までに各監査役に対して発するものとする。ただし、緊急のときは、この期間を短縮することができる。</p>	(削る)

現行定款	変更案
<p>(社外監査役責任限定) 第36条 当社は、会社法第427条第1項の規定により、社外監査役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令で規定する額とする。</p>	(削る)
(新設)	<p>第6章 執行役</p> <p>(執行役を選任) 第30条 執行役は、取締役会の決議によって選任する。</p>
(新設)	<p>(執行役任期) 第31条 執行役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の後最初に招集される取締役会の終結のときまでとする。</p>
(新設)	<p>(代表執行役及び役付執行役) 第32条 当社は、取締役会の決議によって、執行役の中から代表執行役を選定する。 ② 取締役会は、その決議によって、執行役社長、執行役会長、執行役副社長、執行役専務、執行役常務を定めることができる。</p>
(新設)	<p>(執行役責任免除) 第33条 当社は、会社法第426条第1項の規定により、執行役（執行役であった者を含む。）の同法第423条第1項の賠償責任について、当該執行役が善意かつ重大な過失がない場合には、取締役会の決議をもって、法令の定める限度において、免除することができる。</p>
<p>第6章 会計監査人 第37条～第38条 (条文省略)</p>	<p>第7章 会計監査人 第34条～第35条 (現行どおり)</p>
<p>第7章 計算 第39条～第42条 (条文省略)</p>	<p>第8章 計算 第36条～第39条 (現行どおり)</p>

現行定款	変更案
(新設)	<p>附 則 (社外監査役の責任限定契約に関する経過措置) 第16期定時株主総会終結前に社外監査役と締結した会社法第423条第1項の賠償責任を限定する契約については、なお同定時株主総会の決議による変更前の定款第36条の定めるところによる。</p>

第3号議案 取締役10名選任の件

第2号議案「定款一部変更の件」が原案通り承認可決されますと、当社は監査役会設置会社から指名委員会等設置会社へ移行いたします。それに伴い、本総会終結の時をもって取締役全員及び監査役全員は、任期満了となります。つきましては、第2号議案「定款一部変更の件」が原案通り承認可決され、定款変更の効力が発生することを条件として、社外取締役6名を含む取締役10名のご選任をお願いいたしますと存じます。

なお、取締役候補者は次のとおりであります。

候補者番号	氏名	現在の当社における地位	在任年数	取締役会出席状況
1 再任	うかわ あつし 鵜川 淳 男性 非執行	代表取締役社長 兼CEO	13年	100.0% (15回/15回)
2 再任	さか ぐち ひろひと 阪口 広一 男性	取締役 専務執行役員	3年	100.0% (15回/15回)
3 再任	つか ごし おさむ 塚越 治 男性	取締役 専務執行役員	3年	100.0% (15回/15回)
4 新任	ふじ わら たかよし 藤原 孝嘉 男性	常務執行役員		
5 再任	おがさわら あつこ 小笠原 敦子 女性 社外 独立	社外取締役	5年	100.0% (15回/15回)
6 再任	かね こ けいこ 金子 啓子 女性 社外 独立	社外取締役	1年	100.0% (11回/11回)
7 再任	ひさかわ ひでひと 久川 秀仁 男性 社外 独立	社外取締役	1年	100.0% (11回/11回)
8 新任	さか た しのい 坂田 信以 女性 社外 独立			
9 新任	ふくだ けんじ 福田 健次 男性 社外 独立			
10 新任	やまむら てるじ 山村 輝治 男性 社外 独立			

注. 金子啓子氏、久川秀仁氏の両氏の取締役会出席状況は、2024年6月26日取締役就任後のものです。

候補者番号 **1** う かわ あつし **再任** **非執行** **男性**
鵜川 淳



生年月日
1956年7月19日

満年齢
68歳

在任年数
13年

現に所有する普通株式
65,000株

潜在的に所有する普通株式
151,240株

略歴 (地位及び担当並びに重要な兼職の状況)

1980年4月	(株)池田銀行 (現(株)池田泉州銀行) 入行	2016年6月	同行取締役専務執行役員
2006年8月	同行企画調整部長	2018年6月	当社代表取締役社長兼CEO (現任)
2006年11月	同行執行役員	2018年6月	(株)池田泉州銀行代表取締役頭取兼CEO (現任)
2010年5月	(株)池田泉州銀行執行役員		
2011年6月	同行取締役		
2012年6月	当社取締役		
2014年6月	(株)池田泉州銀行常務取締役		

取締役候補者とした理由

当社グループの(株)池田泉州銀行において企画部門、事務システム部門等を経て取締役に就任、就任後は事務統括部長、企画部長、地区担当役員、融資部門、人事部門等の担当役員を歴任。2018年6月より当社代表取締役社長兼CEOに就任し、当社グループの業務全般に亘って適切に監督できる知識及び経験を有し、かつ十分な社会的信用を有しています。非業務執行取締役として客観的な立場で取締役会の意思決定機能や監督機能の実効性強化が期待できるため、非業務執行取締役候補者となりました。

注. 鵜川淳氏は、2025年6月開催のダイキン工業(株)の定株主総会において、同社社外監査役候補者になっております。

※現に所有する普通株式数には、池田泉州ホールディングス役員持株会名義の実質所有株式数（2025年3月31日現在）が含まれています。

※潜在的に所有する普通株式は、ストックオプション制度で付与された、新株予約権に相当する今後付与予定の株式数をご参考としてお示ししているものであります。

候補者番号 **2** さ か ぐ ち ひ ろ ひ と **再任** **男性**
阪口 広一



生年月日
1964年10月26日

満年齢
60歳

在任年数
3年

現に所有する普通株式
35,805株

潜在的に所有する普通株式
45,800株

略歴 (地位及び担当並びに重要な兼職の状況)

1988年4月	(株)池田銀行 (現(株)池田泉州銀行) 入行	2023年6月	(株)池田泉州銀行取締役専務執行役員 (現任)
2016年5月	(株)池田泉州銀行本町支店長	2023年6月	当社取締役専務執行役員 (現任)
2016年6月	同行執行役員		
2020年6月	同行常務執行役員		
2021年6月	同行取締役常務執行役員		
2022年6月	当社取締役常務執行役員		

取締役候補者とした理由

当社グループの(株)池田泉州銀行において融資部門の経験長く、本町支店長、地区担当役員、営業部門の副本部長を歴任。取締役就任後も営業部門・融資部門の担当役員、企画部門の副担当役員として実績があり、当社グループの業務を的確、公正かつ効率的に遂行できる知識及び経験を有し、かつ十分な社会的信用を有しています。その豊富な経験と知見を当社取締役会において活かすことにより、取締役会の意思決定機能や監督機能の実効性強化が期待できるため取締役候補者となりました。

候補者番号

3

つか 越

おさむ 治

再任

男性



略歴 (地位及び担当並びに重要な兼職の状況)

1988年 4月	(株)泉州銀行 (現(株)池田泉州銀行) 入行	2022年 6月	当社取締役常務執行役員
2016年 6月	(株)池田泉州銀行監査部長	2023年 6月	(株)池田泉州銀行取締役専務執行役員 (現任)
2017年 6月	同行執行役員	2023年 6月	当社取締役専務執行役員 (現任)
2019年 5月	当社執行役員		
2021年 6月	当社常務執行役員		
2021年 6月	(株)池田泉州銀行取締役常務執行役員		

(重要な兼職の状況)
(株)池田泉州銀行取締役専務執行役員

生年月日

1964年12月27日

満年齢

60歳

在任年数

3年

現に所有する普通株式

38,728株

潜在的に所有する普通株式

41,200株

取締役候補者
とした理由

当社グループの(株)池田泉州銀行において融資部門、監査部門、企画部門の部長を歴任。取締役就任後も人事部門・営業部門の担当役員として実績があり、当社グループの業務を的確、公正かつ効率的に遂行できる知識及び経験と、かつ十分な社会的信用を有しています。その豊富な経験と知見を当社取締役会において活かすことにより、取締役会の意思決定機能や監督機能の実効性強化が期待できるため取締役候補者となりました。

候補者番号

4

ふじ わら たか よし 藤 原 孝 嘉

新任

男性



略歴 (地位及び担当並びに重要な兼職の状況)

1988年 4月	(株)泉州銀行 (現(株)池田泉州銀行) 入行	2022年 6月	同行取締役常務執行役員 (現任)
2014年 1月	(株)池田泉州銀行三林支店長	2022年10月	当社常務執行役員 (現任)
2017年 6月	同行執行役員		
2018年 6月	当社執行役員		
2021年 6月	(株)池田泉州銀行常務執行役員		

(重要な兼職の状況)
(株)池田泉州銀行取締役常務執行役員

生年月日

1963年10月14日

満年齢

61歳

在任年数

現に所有する普通株式

38,742株

潜在的に所有する普通株式

36,500株

取締役候補者
とした理由

当社グループの(株)池田泉州銀行において人事部門での経験長く、またリスク管理・コンプライアンスにおいて担当役員として高い見識を有し、当社グループの業務を的確、公正かつ効率的に遂行できる知識及び経験と、かつ十分な社会的信用を有しています。その経験や知見を当社取締役会において活かすことにより、取締役会の意思決定機能や監督機能の実効性強化が期待できるため、取締役候補者となりました。

候補者番号

5

おがさわら あつこ
小笠原 敦子

再任

社外
独立

女性



生年月日
1960年10月6日

満年齢
64歳

在任年数
5年

現に所有する普通株式
10,072株

潜在的に所有する普通株式

略歴 (地位及び担当並びに重要な兼職の状況)

1983年 4月	(株)毎日新聞社入社	2020年 6月	当社社外取締役 (現任)
2006年 4月	同社岡山支局長	2020年 6月	(株)池田泉州銀行非業務執行取締役 (非常勤) (現任)
2008年 4月	同社大阪本社経済部長	2021年 2月	一般社団法人関西イノベーションセンター理事 (現任)
2011年 5月	同社京都支局長	2023年 3月	(株)建設技術研究所社外取締役 (現任)
2014年 7月	同社大阪本社編集局次長		
2016年 4月	同社総合事業局長		
2017年 5月	公益財団法人日本高校野球連盟理事		
2018年 6月	(株)毎日新聞社大阪本社副代表	(重要な兼職の状況)	
2018年 6月	公益財団法人大同生命国際文化基金理事 (現任)	公益財団法人大同生命国際文化基金理事	
2020年 4月	国立大学法人大阪大学理事 (非常勤)	一般社団法人関西イノベーションセンター理事	
		(株)建設技術研究所社外取締役	
		(株)池田泉州銀行非業務執行取締役 (非常勤)	

社外取締役候補者とした理由及び期待される役割

(株)毎日新聞社で要職を務めるなど、実業界で幅広い経験と実績があり、2020年6月から当社初の女性取締役として、経営を適切に監督いただいています。当社はその経験・能力を高く評価しており、同氏が社外取締役に選任された場合の役割として、その知見を活かした監督とアドバイスを行っていただくことが期待されるため、引き続き社外取締役として選任をお願いするものです。

独立性について

小笠原敦子氏と当社間に特別な利害関係はありません。同氏は、当社が定める「社外取締役および社外監査役の独立性判断基準」を充足しております。

候補者番号

6

かねこ けいこ
金子 啓子

再任

社外
独立

女性



生年月日
1958年11月27日

満年齢
66歳

在任年数
1年

現に所有する普通株式
948株

潜在的に所有する普通株式

略歴 (地位及び担当並びに重要な兼職の状況)

1981年 4月	松下電器産業(株) (現/パナソニック(株)) 入社	2019年 6月	丸大食品(株)社外取締役 (現任)
2007年 4月	同社情報セキュリティ本部長	2022年 4月	一般財団法人国際経済連携推進センター主任研究員
2014年 4月	同社リーガル本部本部長付個人情報保護担当理事	2022年 6月	極東開発工業(株)社外取締役 (現任)
2014年10月	(株)ベネッセホールディングス執行役員CLOセキュリティ・コンプライアンス本部長	2024年 6月	当社社外取締役 (現任)
2016年 6月	同社執行役員CPO (CISO)	2024年 6月	(株)池田泉州銀行非業務執行取締役 (非常勤) (現任)
2017年 4月	情報セキュリティ本部長	(重要な兼職の状況)	
2018年 4月	同社CPO (CISO)	丸大食品(株)社外取締役	
	情報セキュリティ本部長	極東開発工業(株)社外取締役	
	大阪経済大学経営学部ビジネス学学科准教授	(株)池田泉州銀行非業務執行取締役 (非常勤)	

社外取締役候補者とした理由及び期待される役割

パナソニック(株)、(株)ベネッセホールディングスの要職を務めるなど、実業界で幅広い経験と実績があり、かつ十分な社会的信用を有していることから、2024年6月から社外取締役として経営を適切に監督いただいています。同氏が社外取締役に選任された場合の役割として、その知見を活かした監督とアドバイスを行っていただくことが期待されるため、引き続き社外取締役として選任をお願いするものです。

独立性について

金子啓子氏と当社間に特別な利害関係はありません。同氏は、当社が定める「社外取締役および社外監査役の独立性判断基準」を充足しております。

注. 金子啓子氏は、2025年6月に丸大食品(株)社外取締役を退任する予定です。

候補者番号 **7** ひ さ か わ ひ で ひ と **久 川 秀 仁** **再 任** **社 外 独 立** **男 性**



生年月日
1955年1月24日

満年齢
70歳

在任年数
1年

現に所有する普通株式
1,185株

潜在的に所有する普通株式

略 歴 (地位及び担当並びに重要な兼職の状況)

1978年 4月	(株)大金製作所 (現(株)エフセディ) 入社	2023年 6月	同社相談役
2006年 6月	同社取締役 海外ビジネス担当	2024年 6月	バンドー化学(株)社外取締役 (監査等委員) (現任)
2009年 4月	同社営業本部長	2024年 6月	当社社外取締役 (現任)
2009年 6月	同社取締役常務執行役員	2024年 6月	(株)池田泉州銀行非業務執行取締役 (非常勤) (現任)
2011年 4月	同社取締役専務執行役員		
2012年 4月	同社代表取締役専務執行役員		
2015年 4月	同社代表取締役社長		
2022年 6月	同社取締役会長		

社外取締役候補者とした理由及び期待される役割

(株)エフセディの代表取締役を務めるなど、経営者としての豊富な経験と実績があり、かつ十分な社会的信用を有していることから、2024年6月から社外取締役として経営を適切に監督いただいています。同氏が社外取締役に選任された場合の役割として、その知見を活かした監督とアドバイスを行っていただくことが期待されるため、引き続き社外取締役として選任をお願いするものです。

独立性について

久川秀仁氏と当社との間に特別な利害関係はありません。同氏は、当社が定める「社外取締役および社外監査役の独立性判断基準」を充足しております。

候補者番号 **8** さ か た し の い **坂 田 信 以** **新 任** **社 外 独 立** **女 性**



生年月日
1957年3月31日

満年齢
68歳

在任年数

現に所有する普通株式

潜在的に所有する普通株式

略 歴 (地位及び担当並びに重要な兼職の状況)

1979年 4月	住友化学工業(株) (現 住友化学(株)) 入社	2020年 6月	(株)野村総合研究所社外取締役 (現任)
2011年 4月	同社理事生物環境科学研究所長	2023年 6月	日立造船(株) (現カナデビア(株)) 社外取締役 (現任)
2013年 4月	同社執行役員知的財産部担当		
2016年 4月	同社顧問		
2016年 4月	(株)住化技術情報センター取締役副社長		
2017年 6月	同社代表取締役社長		
2018年 5月	一般社団法人日本化学工業協会常務理事 (化学品管理、国際業務管理)		

社外取締役候補者とした理由及び期待される役割

住友化学(株)の執行役員や、(株)住化技術情報センターの代表取締役を歴任するなど、企業経営に関する豊富な経験と幅広い見識を有しております。かつ十分な社会的信用を有していることから、社外取締役としての役割を果たしていただけるものと判断いたしました。同氏が社外取締役に選任された場合の役割として、その知見を活かした監督とアドバイスを行っていただくことが期待されるため、社外取締役として選任をお願いするものです。

独立性について

坂田信以氏と当社との間に特別な利害関係はありません。同氏は、当社が定める「社外取締役および社外監査役の独立性判断基準」を充足しております。

注1. 坂田信以氏は、2025年6月に(株)野村総合研究所社外取締役に退任する予定です。

注2. 同氏がカナデビア株式会社の社外取締役在任中に、①同社連結子会社である日立造船マリンエンジン株式会社(2023年4月1日付でカナデビア株式会社の船用エンジン事業を承継)および株式会社アイメックスにおいて製造する船用エンジンの燃料消費量、排ガス成分濃度、水静動機荷重表示値および一般性能計測データに関して、計測結果の改ざん等の不適切行為が行われていたこと、カナデビア株式会社において、②一部の橋梁等の製作において、溶接資格を取得していない者の溶接作業への関与や補修記録の改ざん等の不適切行為が行われていたこと、③特殊装置の定盤および鋳物製品の製造過程において、特殊装置の定盤に係る顧客と合意した材質規格とは異なる材質規格での製造、発光分光分析装置の製造設備等の変更に関する顧客への未申請等の不適切行為が行われていたこと、④同社および同社グループ会社において運転管理等を受託している可燃ごみ焼却施設の一部で運転記録に実際のごみ投入量とは異なる投入量を記録する目的での不適切操作等が行われていたこと、⑤同社グループ会社において運転管理等を受託している尿処理施設の一部で日常分析(簡易水質測定)結果の改ざんや検査機関に対する不適切な水質サンプルの提供等が行われていたこと、⑥同社グループ会社において特殊バルブの開発段階の評価試験の結果として顧客へ報告した試作機の動作回数が不正確であったこと、製造設備等の変更に関する顧客への未申請等の不適切行為が行われていたことが判明し、同社はこれを公表しました。同社は特別調査委員会を設置して調査を実施し、同委員会の調査結果および再発防止に向けた提言を踏まえ再発防止に取り組んでおります。同氏はこれらの不適切行為が判明するまでその事実を認識しておりませんが、従前より取締役会等において法令遵守の徹底を求め、注意喚起を行ってまいりました。また、不適切行為の事実認識後は、法令遵守の徹底のため原因の究明や内部統制の強化などの再発防止に向けた取組みに対して提言を行うなど、その職責を果たしております。

候補者番号 **9** ふく だ けん じ **新任** **社外** **独立** **男性**
福田 健次



生年月日
1956年3月4日

満年齢
69歳

在任年数

現に所有する普通株式

潜在的に所有する普通株式

略歴 (地位及び担当並びに重要な兼職の状況)

1984年4月	大阪弁護士会登録 堂島法律事務所入所	2023年10月	大阪紛争調整委員会委員長 (現任)
1987年1月	同事務所パートナー (現任)	2024年6月	(株)池田泉州銀行社外監査役 (現任)
1997年6月	(株)パトライト監査役	2025年3月	TOYO TIRE(株)社外監査役 (現任)
2002年7月	神戸家庭裁判所伊丹支部家事調停委員	2025年4月	近畿弁護士会連合会理事長 (現任)
2006年6月	大阪協栄信用組合非常勤監事 (現任)		
2007年4月	大阪府建設工事紛争審査会委員		
2009年4月	大阪弁護士会副会長		
2010年10月	国立大学法人大阪大学大学院高等司法研究科客員教授		
2011年6月	塩野義製薬(株)社外監査役		
2018年6月	(株)池田泉州銀行社外監査役		
2022年4月	大阪弁護士会会長		
2022年4月	日本弁護士連合会副会長		

(重要な兼職の状況)
 堂島法律事務所パートナー
 大阪協栄信用組合非常勤監事
 大阪紛争調整委員会委員長
 TOYO TIRE(株)社外監査役
 近畿弁護士会連合会理事長
 (株)池田泉州銀行社外監査役

社外取締役候補者とした理由及び期待される役割
 福田健次氏は、弁護士としての経験・知識が豊富であり、当社の倫理に促われず、法令を含む企業社会全体を踏まえた客観的視点で、独立性をもって経営の監視を遂行するに適任であります。そのことにより、取締役会の透明性の向上および監督機能の強化に繋がるものと判断し、社外取締役候補者となりました。なお、同氏は、社外取締役または社外監査役となること以外の方法で会社経営に関与したことはありませんが、上記の理由により、社外取締役としての職務を適切に遂行できると判断いたしました。

独立性について
 福田健次氏と当社に特別な利害関係はありません。同氏は、当社が定める「社外取締役および社外監査役の独立性判断基準」を充足しております。

注. 福田健次氏は2025年6月に(株)池田泉州銀行社外監査役を任期満了に伴い退任する予定です。

候補者番号 **10** やま むら てる じ **新任** **社外** **独立** **男性**
山村 輝治



生年月日
1957年1月28日

満年齢
68歳

在任年数

現に所有する普通株式

潜在的に所有する普通株式

略歴 (地位及び担当並びに重要な兼職の状況)

1982年1月	(株)ダスキン入社	2024年6月	(株)J P ホールディングス社外取締役 (監査等委員) (現任)
2004年6月	同社取締役	2025年4月	(株)ダスキン顧問 (現任)
2009年4月	同社代表取締役社長		
2018年4月	同社代表取締役社長執行役員		
2022年6月	同社代表取締役会長		
2023年6月	同社取締役会長		
2024年6月	同社会長		

(重要な兼職の状況)
 (株)J P ホールディングス社外取締役 (監査等委員)
 (株)ダスキン顧問

社外取締役候補者とした理由及び期待される役割
 企業経営に関する豊富な経験と幅広い知見を有しており、かつ十分な社会的信用を有していることから、社外取締役としての役割を果たしていただけるものと判断いたしました。同氏が社外取締役に選任された場合の役割として、その知見を活かした監督とアドバイスを行っていただくことが期待されるため、社外取締役として選任をお願いするものです。

独立性について
 山村輝治氏と当社に特別な利害関係はありません。同氏は、当社が定める「社外取締役および社外監査役の独立性判断基準」を充足しております。同氏が顧問を務める(株)ダスキンと当社グループ企業の間には、通常の銀行取引がありますが、直近事業年度における同社と当社グループとの取引の双方の経常収益に占める割合はいずれも1%未満であることから独立性に影響を与えるものではありません。

- 注1. 取締役候補者小笠原敦子氏、金子啓子氏、久川秀仁氏、坂田信以氏、福田健次氏及び山村輝治氏は会社法施行規則第2条第3項第7号に定める社外取締役候補者であります。なお、小笠原敦子氏、金子啓子氏及び久川秀仁氏は東京証券取引所の定める要件に加え、当社の定める独立性の基準を満たしている為、独立役員として同取引所に届け出ており、原案通り選任された場合、引き続き独立役員となる予定です。また、坂田信以氏、福田健次氏、山村輝治氏は東京証券取引所の定める要件に加え、当社の定める独立性の基準を満たしている為、原案通り選任された場合、新たに独立役員となり、同取引所に届出を行う予定です。
2. 小笠原敦子氏、金子啓子氏及び久川秀仁氏は現在、当社の社外取締役であります。当社の在任期間は、本総会の終結の時をもって小笠原敦子氏は5年、金子啓子氏、久川秀仁氏は1年となります。
3. 業務執行取締役等ではない取締役との責任限定契約について
 当社は社外取締役との間において、当該取締役が職務の遂行について善意かつ重大な過失がないときは定款の規定に基づき、会社法第423条第1項の損害賠償責任の限度額を会社法第425条第1項が定める額とする内容の責任限定契約を締結しております。また、第2号議案「定款一部変更の件」が原案通り承認可決されますと、社外取締役に該当しない、業務執行取締役等ではない取締役とも当該契約を締結することが可能となります。本総会において取締役に選任された場合、小笠原敦子氏、金子啓子氏、久川秀仁氏については当該契約を継続、鶴川淳氏、坂田信以氏、福田健次氏及び山村輝治氏については新たに当該契約を締結する予定であります。
4. 役員等賠償責任保険契約の締結
 当社は、取締役全員を被保険者とする役員等賠償責任保険 (以下、「D&O保険」という。) 契約を保険会社との間で締結しており、これにより、取締役が業務に起因して損害賠償責任を負った場合における損害等を補填することとしております。D&O保険の契約期間は1年間であり、当該期間の満了前に取締役会で決議のうえ、これを更新する予定であります。各候補者が就任した場合、当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。

取締役候補者のスキル・マトリックス

	項目名	企業経営・ガバナンス	財務・会計	リスク管理・コンプライアンス	組織・人材
社内取締役	鶴川 淳	●	●	●	●
	阪口 広一	●	●		
	塚越 治	●	●		●
	藤原 孝嘉	●		●	●
社外取締役	小笠原 敦子			●	●
	金子 啓子			●	
	久川 秀仁	●	●		●
	坂田 信以	●		●	●
	福田 健次	●		●	
	山村 輝治	●		●	●

※各スキル項目は以下の基準を満たす場合に●印をつけています。

企業経営・ガバナンス

・経営トップや経営戦略、経営管理、内部統制の統括部門、もしくはそれらに準ずる部門を経験しているほか、社外取締役を長く経験するなど、企業経営・ガバナンスについての高い見識を有している。

財務・会計

・経理財務部門、会計部門またはそれらに準ずる部門を経験するなどして、財務や会計についての高い見識を有している。

リスク管理・コンプライアンス

・リスク管理部門や法務部門、もしくはそれらに準ずる部門を経験しているほか、弁護士資格を有しているなど、リスク管理・コンプライアンスについての高い見識を有している。

組織・人材

・人事部門、経営トップとしての組織全体の運営またはそれらに準ずる部門を経験するなどして、組織や人事についての高い見識を有している。

	マーケティング	IT・デジタル	社会 (ESG・SDGs)	金融	地域
		●	●	●	●
	●		●	●	●
			●	●	●
	●			●	●
			●		
		●	●		
	●				
		●	●		
	●		●		

マーケティング

・営業部門（銀行の営業店長を含む）またはそれに準ずる部門を経験するなどして、マーケティングについての高い見識を有している。

IT・デジタル

・システム部門、IT戦略の企画立案部門またはそれらに準ずる部門を経験するなどして、IT・デジタルについての高い見識を有している。

社会 (ESG・SDGs)

・ESG関連施策を企画立案する部門、広報部門またはそれらに準ずる部門を経験するなどして、社会 (ESG等) についての高い見識を有している。

金融

・銀行業務への従事を経験している、または金融当局等の勤務を経験するなどして、銀行業務や国内外の金融経済情勢および規制の動向について精通している。

地域

・当社または子銀行での勤務を経験するなどして、子銀行営業エリアの顧客やトレンド、歴史的・地理的・文化的特性について精通している。

当社のコーポレートガバナンスに関する取組について

1 コーポレートガバナンスに関する基本的な考え方

当社は、池田泉州銀行などを子会社とする持株会社であり、「幅広いご縁」と「進取の精神」を大切に、お客さまのニーズに合ったサービスを提供し、地域の皆さまに「愛される」金融グループを目指すことを経営理念に掲げ、持続的な成長と中長期的な企業価値の向上を図るため、次の基本的な考え方に沿って、コーポレートガバナンスの充実に取組んでおります。

- (1) 株主の皆さまの権利を尊重するとともに、平等性の確保に努めます。
- (2) ステークホルダーの利益を考慮するとともに、適切な協働に努めます。
- (3) 会社情報を適切に開示するとともに、その会社情報の透明性の確保に努めます。
- (4) 取締役会及び監査役会は株主の皆さまに対する受託者責任を踏まえ、業務執行の監督及び監査の実効性向上に努めます。
- (5) 持続的な成長と中長期的な企業価値の向上に資するため、株主の皆さまとの建設的な対話に努めます。

2 当社グループのコーポレートガバナンス体制について

第16期定時株主総会の第2号議案の承認を前提として、当社は監査役会設置会社から指名委員会等設置会社へ移行します。また、当社の中核子会社である池田泉州銀行は監査等委員会設置会社へ移行します。

1の基本的な考え方に基づいたガバナンスの強化と企業価値の向上を実現するための制度として、指名委員会等設置会社へ移行することが最も有効であると考えております。移行の目的は、①経営の透明性の向上：社外取締役が過半数を占める指名・報酬・監査の3つの委員会を設置することにより、経営の透明性・客観性の向上を図れること。②意思決定の迅速化：代表執行役への大幅な権限委譲を実施し、取締役会と執行役の権限と責任の所在を明確化し、機動的な経営の意思決定を実現することでありま

す。当社のコーポレートガバナンス体制は、以下の通りとなる予定です。

【取締役および取締役会】

取締役会は、法令上取締役会の専決事項とされている経営の基本方針等の業務執行の決定、ならびに取締役および執行役の職務の執行の監督を主な役割とします。取締役会はその役割を果たすため、内部統制システムの適切な構築とその運用の監督を行ってまいります。また、取締役会は、迅速かつ機動的な意思決定と執行役等に対する監督強化を目的として、法令上取締役会の専決事項とされている事項などに決議事項をしばり、それ以外の業務執行の決定を、原則として、代表執行役社長に委任いたします。

【指名委員会】

指名委員会は、株主総会に提出する当社取締役の選任および解任に関する議案の内容を決定するとともに中核子会社である池田泉州銀行やグループ各社の取締役の選解任に関する諮問を行います。当社グループ人事の透明性や客観性を確保するため、社外取締役を委員長とし、過半数を社外取締役で構成する組織とする予定です。

【報酬委員会】

報酬委員会は、当社取締役および執行役の個人別の報酬の決定のほか、グループ各社の取締役の個人別の報酬の諮問を行います。また当社の役員報酬に関する基本方針、報酬制度の決定ならびにグループ各社の役員報酬に関する基本方針、役員報酬制度の諮問を行います。

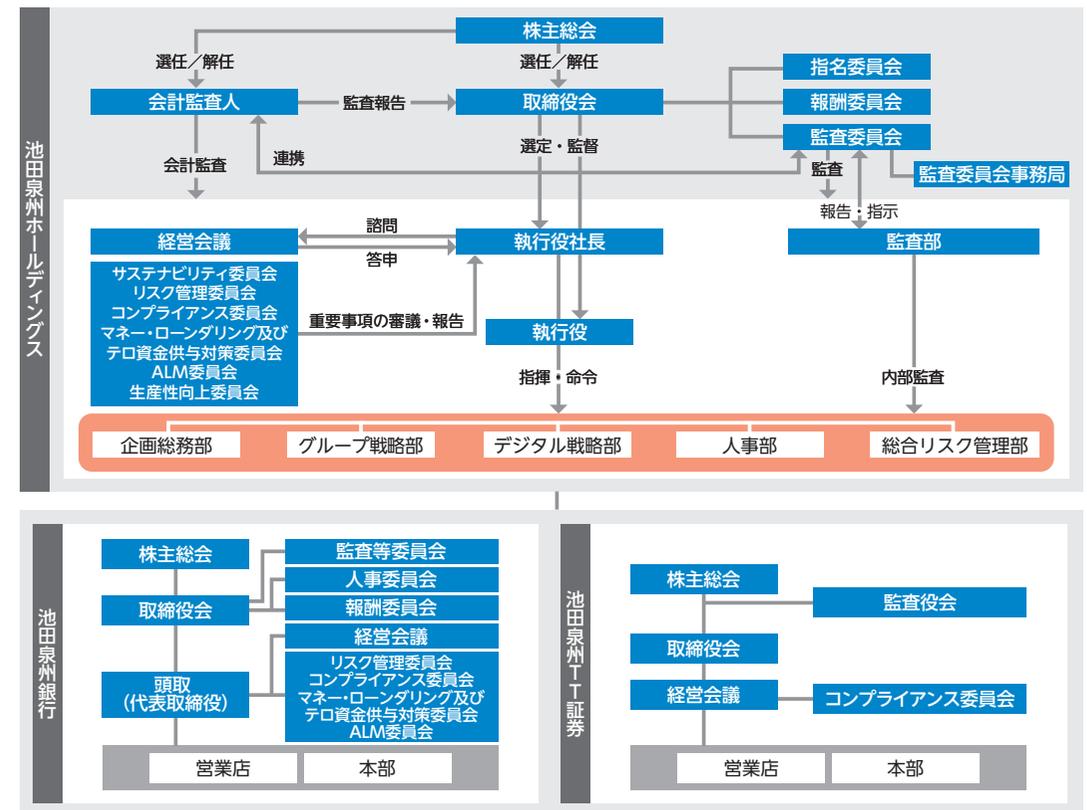
役員報酬の透明性や客観性を確保するため、社外取締役を委員長とし、過半数を社外取締役で構成する組織とする予定です。

【監査委員会】

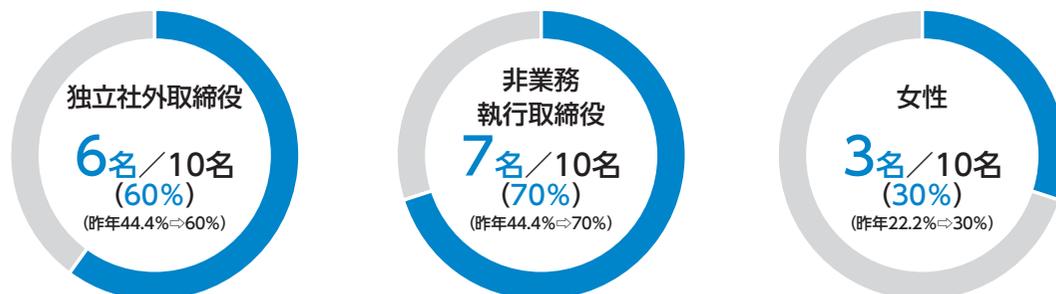
監査委員会は、取締役および執行役の職務執行の監査、当社の内部統制システムの構築および運用の状況の監視および検証、執行役による子会社等の経営管理に関する職務執行状況の監視および検証、監査報告の作成を行います。また、株主総会に提出する会計監査人の選解任ならびに不信任に関する議案の内容の決定を行います。

監査委員会は、金融業務に精通した社内取締役による情報収集・委員会での情報共有ならびに内部監査部門との連携が必要となることから社内非業務執行取締役を常勤の監査委員として選定し、委員長および委員の過半数を社外取締役とする予定です。

コーポレートガバナンス体制図 (2025年6月25日現在)



第3号議案で承認後の取締役会の構成



3 事業ポートフォリオに関する基本的な考え方

当社グループは、事業ポートフォリオに関する戦略の明確化や取締役会による監督の実効性向上を目的に「事業ポートフォリオに関する基本的な考え方」を2022年5月に制定いたしております。

事業ポートフォリオに関する基本的な考え方

1. 事業ポートフォリオマネジメントの目的

事業ポートフォリオマネジメントは、当社ならびに当社の連結子会社および持分法適用関連会社（以下「当社グループ」という。）全体の事業ポートフォリオの組み換えおよび経営資源配分を通じて、事業間のシナジーを発揮し、当社グループ全体の持続的な企業価値向上を図ることを目的とする。

2. 事業領域の分類

事業ポートフォリオマネジメントにおいては、当社グループの事業領域を、コーポレートソリューション部門、リテール部門、プライベートバンキング部門、地域共創部門およびその他（市場部門）に分類し、各部門を事業ポートフォリオにかかる経営判断の基本的な単位とする。

3. 経営判断の種類

事業ポートフォリオにかかる経営判断の種類は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 新事業への進出
- (2) 既存事業の拡大、改善
- (3) 既存事業の縮小、既存事業からの撤退
- (4) 事業モデルの選択（自前または外部とのアライアンス）
- (5) その他当社グループの企業価値に影響を及ぼし得る規模での事業ポートフォリオの変更
- (6) (1) から (5) までの実施に伴う経営資源配分

4. ガバナンス体制

- (1) 当社取締役会は、事業ポートフォリオマネジメントに関する基本的な事項を決定し、事業ポートフォリオマネジメントの運用を監督する。
- (2) 取締役会の監督の下、当社経営会議において、事業ポートフォリオマネジメントの運用に関する重要事項を審議したうえ、社長がこれを決定する。

5. 事業評価および非財務的価値の考慮

- (1) 事業ポートフォリオマネジメントに際しては、各部門の収益性、成長性および他の事業とのシナジーを基本的な評価軸として、事業評価を行う。
- (2) 事業ポートフォリオにかかる経営判断は、事業評価の結果を活用するとともに、経営理念との整合性や地域社会への貢献等の非財務的価値も十分に考慮して行う。

6. 経営計画への反映

中期経営計画その他の経営計画の策定・変更時には、事業ポートフォリオおよび経営資源配分計画の見直しの要否についても取締役会で審議したうえ、結果を経営計画に反映する。

当社のコーポレートガバナンスに関する取組について

4 取締役会の実効性評価

当社は、取締役会の機能向上を目的として、実効性について毎年分析・評価を行っております。2020年度からは、外部機関を活用して課題を浮き彫りにするような仕組みを確保したうえで、取締役・監査役を対象として「取締役会の構成と運営」「経営戦略と事業戦略」「企業倫理とリスク管理」「経営陣の評価と報酬」「株主等との対話」の5項目から構成されるアンケートを実施し、自己評価を行っております。

【前年度の重要テーマと取組内容】

2024年度は以下の2項目を重要テーマと位置づけ、取締役会の実効性向上に努めてまいりました。

- (1) 取締役会の役割の検討
「監督と執行の適切な線引き」および「権限の委譲」に重点を置き、取締役会において機関設計の変更を7回にわたり議論してまいりました。3月の取締役会において、本定時株主総会での承認を前提として、池田泉州ホールディングスの指名委員会等設置会社への移行および池田泉州銀行の監査等委員会設置会社への移行を決議いたしました。
- (2) 取締役会の役割を踏まえた議論・監督
特に、「DX推進や人材などの戦略」「グループガバナンスの強化」「サステナビリティを巡る課題への対応」について議論および監督を行ってまいりました。
・DX推進に関しては、2024年6月に当社グループのデジタル分野における環境変化への対応の実効性を高めるため、デジタル戦略部を設置いたしました。デジタル戦略会議を3ヶ月毎に実施し、DX戦略、IT戦略、ITガバナンスを議論するとともに、2025年度末にデジタル人材を360名とするKPIを設定いたしました。
・人材戦略に関しては、2023年度の人材育成計画の振り返りと2024年度の人材育成計画について議論いたしました。その他、男性の育児休業の指標や、女性管理職・女性役付者の登用状況、経営と職員のコミュニケーション活性化施策、労務管理などについて議論しました。
・グループガバナンスの強化に関しては、グループベースで「三つの防衛線」の概念に基づく態勢へ移行するため、規定類の整備を行いました。
・サステナビリティを巡る課題への対応に関しては、GHG排出量算定システムの導入やTNFD提言への対応などを議論いたしました。

重要テーマに対する取り組みに加え、運営面の更なる改善に向け、取締役会資料に総ページ数を記載することや決議事項として具体的な内容を記載するなどの改善を行いました。また新たに、社外取締役と社外監査役との意見交換会を開催し、情報共有の強化に取り組みしました。

【当年度の評価結果】

アンケート結果および取組内容をもとに、2025年4月および5月の取締役会において議論いたしました。アンケートでは肯定的な評価が大部分を占め、前年度に設定した重要テーマについても具体的な取り組みを実施していることから、取締役会の実効性は確保されていると評価しております。

『取締役会の実効性に関するアンケート』の実施要領

項目	2024年度 実施要領
対象者	池田泉州ホールディングス 取締役9名+監査役4名 池田泉州銀行 取締役11名（兼務を含む）+監査役4名 (計19名)
質問内容	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 取締役会の構成と運営 ▶ 経営戦略と事業戦略 ▶ 企業倫理とリスク管理 ▶ 経営陣の評価と報酬 ▶ 株主等との対話 ▶ 前回重要テーマを踏まえた改善への取組み
評価	5段階評価 自由記述設問

全項目評点：平均4.4pt

(2020年度4.5pt、2021年度4.4pt、2022年度4.2pt、2023年度4.4pt)

評価の割合：ポジティブ（評点5・4）92.7%、ネガティブ（評点2・1）0.6%

【さらなる実効性向上に向けた重要テーマ】

アンケートの自由記述ではより一層の実効性向上に向けた意見があり、取締役会での議論も踏まえ、2025年度は以下の2項目を重要テーマと位置づけ、取り組んでいくことといたします。

- (1) 取締役会の監督機能の強化
上述の通り、当社では「監督と執行の適切な線引き」「権限の委譲」につき重点的に取り組んでまいりましたが、本定時株主総会の承認を前提とした新機関設計では、これを更に前に進めることが可能となります。具体的には、取締役会から執行側に権限委譲できる幅が更に広がるため、執行側への権限委譲を更に進め、監督側と執行側の役割分担の明確化を通じて、取締役会の監督機能を強化してまいります。
- (2) 重要領域に関する議論の充実
特に、DX推進、経営資源の配分、サステナビリティおよび役員報酬について、上程すべき内容や論点の示し方を検討のうえ、議論の充実につながるよう取り組んでまいります。

その他、運営面の更なる改善を図るため、取締役会資料の更なる洗練化や、社外役員への情報提供の機会の充実を進めて参ります。

なお、当社の主要子会社である池田泉州銀行においても同様に分析・評価を行い、同行の取締役会においても実効性は十分確保されていると評価しております。

当社のコーポレートガバナンスに関する取組について

5 当社の政策保有株式に関する考え方

(1) 政策保有株式に関する基本方針

2010年の銀行合併以来、株式保有リスクの縮減を目的に、政策保有株式を縮減してまいりました。

今後も、政策保有株式を縮減してまいります。政策保有株式の縮減は、株式保有リスクや資本の効率性等を総合的に検討の上で、取引先企業との十分な対話を前提に進めてまいります。

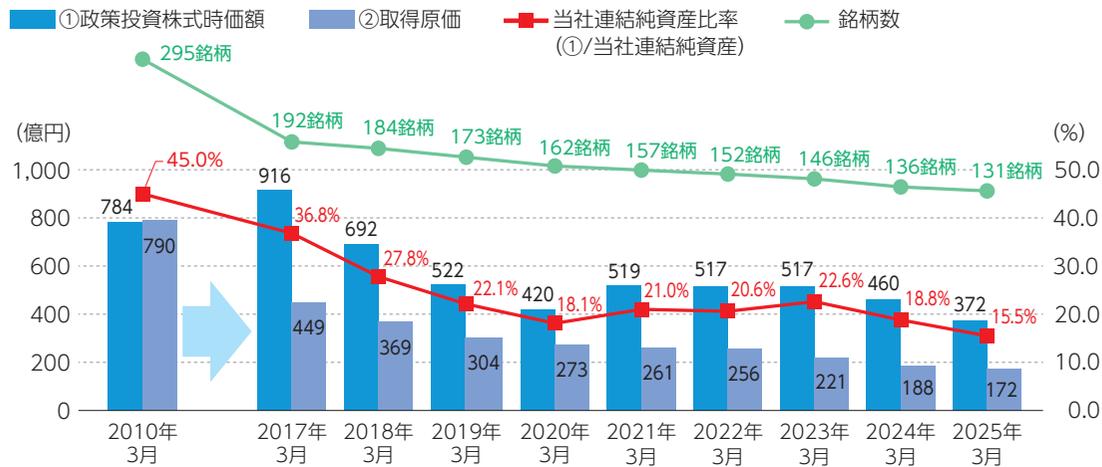
但し、当社グループおよび投資先の中長期的な企業価値向上に資する、あるいは、地域創生および地域活性化にあたり必要と判断される場合には、限定的に株式を保有することがあります。

(2) 政策保有株式の縮減方針

当社は、第5次中期経営計画期間中の2023年度末までに連結純資産に占める政策保有株式（みなし保有を含む）の割合を20%未満とすることを縮減目標としておりました。同中期経営計画期間中に時価で約150億円の政策保有株式を売却し、2023年度末に同比率は18.8%となり目標を達成しました。第5次中期経営計画Plusの期間中（2024年度～2025年度）も政策保有株式の売却・縮減を継続し、同比率20%未満を維持することを目標としております。2024年度中には9銘柄・時価約25億円の売却を実施し、年度末の同比率は15.5%となっております。

(3) 政策保有株式の保有状況

政策保有株式（みなし保有株式を含む）の残高と当社連結純資産比率



6 役員報酬の決定方針について

第16期（2024年度）の当社の個別役員報酬の決定方針の詳細については、本招集通知55頁をご覧ください。

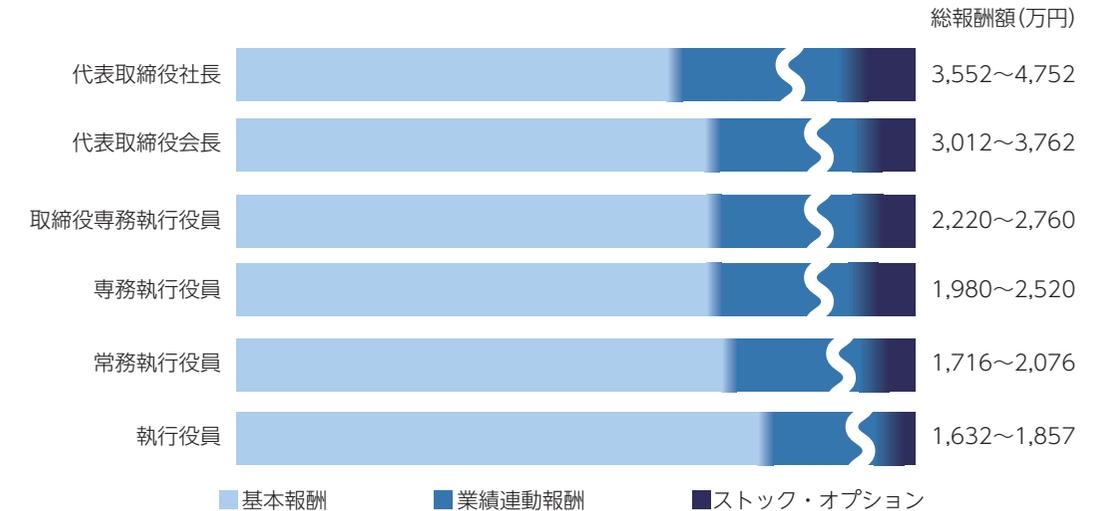
第17期（2025年度）の当社の個別役員報酬の決定方針については、本株主総会で定款変更議案が承認された場合には、新体制の報酬委員会で決定いたします。

第16期（2024年度）の役員報酬について

決定方針の下での第16期の役員報酬の内容については以下の通りでした。株式会社池田泉州銀行との兼務者にあつては、同行から支給される金額を含んでおります。

1. 報酬の全体像

役員報酬は基本報酬、業績連動報酬、ストック・オプションで構成される。



2. 基本報酬

基本報酬の金額は、役位、職責等に応じて定める。

1. 当社の現況に関する事項

(1) 企業集団の事業の経過及び成果等

● 企業集団の主要な事業内容

当社グループは、銀行持株会社である当社、株式会社池田泉州銀行並びに池田泉州T証券株式会社を含む連結子会社21社及び持分法適用関連会社2社から構成され、銀行業を中心に、リース業などの幅広い金融サービスの提供を行っております。

主要な事業を系統図によって示すと次のとおりであります。



● 金融経済環境

当連結会計年度におけるわが国経済は、緩やかな回復が続きました。雇用・所得環境が改善する中で個人消費の持ち直しがみられたほか、堅調な企業収益を背景に、人手不足対応や生産性向上を目的とした省力化・デジタル化投資など、幅広い分野で積極的な設備投資姿勢が維持されました。一方で、先行きに向けては、各国の通商政策等の影響により海外経済が減速し、これがわが国の企業収益を下押しするリスクがあるほか、中国の不動産市場停滞や物価下落、中東地域をめぐる地政学リスクもあり、当面、不確実性が高い情勢が続くとみられます。

関西地域においては、インバウンド需要を主因として、個人消費が堅調に増加しております。2025年4月には、経済産業省の試算で経済波及効果が約2.9兆円とされる大阪・関西万博の開催もあり、地域活性化が期待されております。

金融情勢に目を転じますと、日本銀行が政策金利の追加利上げを実施し、2025年1月には約17年ぶりに政策金利が0.5%となりました。政策金利の引上げに伴い、国内の各金融機関は貸出金の基準金利や預金店頭金利の引上げを順次実施しました。

日経平均株価につきましては、米国経済指標の下振れや日本銀行による利上げ等を受け、ブラックマンデーを超える歴史的な急落を記録するなど一時31,000円台まで下落しました。その後は、心理的節目となる40,000円近くまで上昇することもありましたが、概ね38,000円から40,000円の範囲での推移が長く続き、2025年1月のトランプ米大統領就任後は、関税政策発動等をめぐる不透明感が意識された結果、2024年度末終値は、35,617円となりました。

為替につきましては、日米金利差の拡大を受けて、一時38年ぶりの円安水準である1ドル160円台となったものの、2024年7月に日本銀行が追加利上げを行ったこともあり、日米の金融政策の方向性の違いから、日米金利差縮小が意識され、2024年9月には一時139円台まで円高が進行しました。2024年11月には、トランプ米大統領の勝利に伴う財政出動を期待する「トランプ・トレード」が広がり、再び円安・ドル高の流れが強まると、2025年3月末にかけて140円台から150円台で推移しました。

● 当連結会計年度における事業の経過及び成果

2024年度は、第5次中期経営計画（2021～2023年度）を2025年度までローリングした、「第5次中期経営計画Plus」の初年度であり、当社グループがKPIとしているソリューション件数は、2025年度目標に向けて順調に増加し、「Vision'25」の実現に向けて着実に進捗しております。

なお、2024年度の業績につきましては、以下のとおりであります。

経常利益は195億49百万円、親会社株主に帰属する当期純利益は132億46百万円となりました。

資金利益は、預金利息が利回りの上昇により増加した一方で、貸出金利息も利回りの上昇により増加し、また、円建債券の平均残高増加に伴い有価証券利息配当金が増加したことにより、前年度比27億63百万円増加して、**475億5百万円**となりました。

役務取引等利益は、団体信用生命保険支払保険料や支払保証料が増加した一方で、融資関連手数料やビジネスマッチング等手数料が増加したことにより、前年度比1億26百万円増加して、**162億12百万円**となりました。

その他業務利益は、国債等債券関係損益が改善したことから、前年度比15億7百万円増加して、**5億22百万円**の利益となりました。

営業経費は、物件費の増加により、前年度比10億14百万円増加して、**453億99百万円**となりました。

株式等関係損益は、前年度比7億85百万円減少して、**6億84百万円**の利益となりました。

与信関連費用は、当年度に銀行子会社において、引当基準の見直しを行ったこともあり、前年度比4億17百万円増加して、**17億62百万円の繰入**となりました。

以上の結果、**親会社株主に帰属する当期純利益**は、**132億46百万円**となり、前年度に比べて23億72百万円の増加となりました。

池田泉州銀行の本業利益は、預貸金利益並びに役務取引等利益がともに増加し、また、営業経費が減少したことから、前年度比12億14百万円増加して、108億63百万円となりました。

当社グループの**連結自己資本比率**は、前年度末比1.18%低下しましたが、国内基準行に求められる基準（4%）を十分に上回る**11.59%**となりました。

(百万円)

	2023年度	2024年度	増 減
資 金 利 益	44,742	47,505	+2,763
信 託 報 酬	22	10	△12
役 務 取 引 等 利 益	16,086	16,212	+126
そ の 他 業 務 利 益	△985	522	+1,507
営 業 経 費	44,385	45,399	+1,014
株 式 等 関 係 損 益	1,469	684	△785
与 信 関 連 費 用	1,345	1,762	+417
経 常 利 益	16,025	19,549	+3,524
親会社株主に帰属する当期純利益	10,874	13,246	+2,372
本 業 利 益*	9,649	10,863	+1,214
連 結 自 己 資 本 比 率	12.77%	11.59%	△1.18%

*貸出残高×預貸金利回り差+役務取引等利益－営業経費

また、当社単体の業績につきましては、**経常利益は39億2百万円、当期純利益は38億42百万円**となりました。

次に、当社グループの中核子会社である池田泉州銀行の業績につきましては、以下のとおりとなりました。

預金・譲渡性預金残高につきましては、固定性預金が増加したことにより、前年度末比266億円増加し、2024年度末残高は**5兆7,261億円**となりました。

池田泉州T T証券を含めた**個人総預り資産残高**につきましては、保険及び池田泉州T T証券の残高が増加したことから、前年度末比197億円増加して、2024年度末残高は**5兆3,300億円**となりました。

貸出金残高につきましては、中小企業向け融資に加えて、住宅ローンも増加した一方で、財務省向け融資が減少したことにより、前年度末比1,432億円減少して、2024年度末残高は**4兆7,153億円**となりました。

● 対処すべき課題

当社グループは、銀行合併10周年の節目となる2020年5月に、2025年大阪・関西万博の飛躍の年に向けて当社グループのありたい姿として「Vision'25」を策定しました。第5次中期経営計画（2021～2023年度）は、この「Vision'25」を見据えた成長戦略の実現を目指し策定したものです。

2024年度以降も、徹底したソリューションで地域のお客さまのお役に立つという方針の下、「Vision'25」の実現を目指すという考えは変わらないことから、第5次中期経営計画を2025年度までローリングし、「第5次中期経営計画Plus」を策定いたしました。ローリングにあたっては、環境変化や中長期展望からのバックキャストを踏まえ、従来の成長戦略を重点戦略Plusとして見直し、将来を見据えた戦略的投資（人的資本投資、デジタルバンク等）を強化いたしました。

その後、2025年5月には、経営環境の変化を踏まえ、「第5次中期経営計画Plus」の経営目標及び重点戦略の見直しを行いました。

1. 見直しの経緯

第5次中期経営計画Plusの初年度にあたる2024年度のHD連結当期純利益は、最終年度の目標110億円以上を上回る132億円となりました。

外部環境面では、2024年度は国内市場金利が上昇、2025年4月に入り乱高下が見られるものの、長期的には今後も一定程度の国内市場金利の上昇を見込んでいます。

こうした経営環境の変化を踏まえ、経営目標及び重点戦略を見直します。

2. 経営目標と重点戦略の見直し

(1) 経営目標

計画最終年度（2025年度）のHD連結当期純利益目標を147億円に上方修正、長期的に目指す水準としていたHD連結ROE 8%の達成時期を2028年度と明確化いたします。

	2025年度目標		ROE 8%の達成時期	
	当初計画	見直し後	当初計画	見直し後
HD連結当期純利益	110億円以上	147億円	200億円	220億円
HD連結ROE	4%以上	6.1%	長期的に目指す水準8%	2028年度目標8%
	(政策金利前提)	(0.50%)		(0.75%)

(2) 重点戦略

重点戦略である企業価値向上に向けた取組みについて、株主還元の充実を図るべく、次期中期経営計画期間となる2026年度以降に向けての株主還元方針を見直します。

2024年度	・株主還元率40%以上
2025年度	・株主還元率40%以上 1株あたり配当金16円以上とし、自己株式の取得は機動的に実施する
2026年度以降	・配当性向40%を目安 利益の成長とともに累進的な配当を行い、自己株式の取得は機動的に実施する

【計数計画】

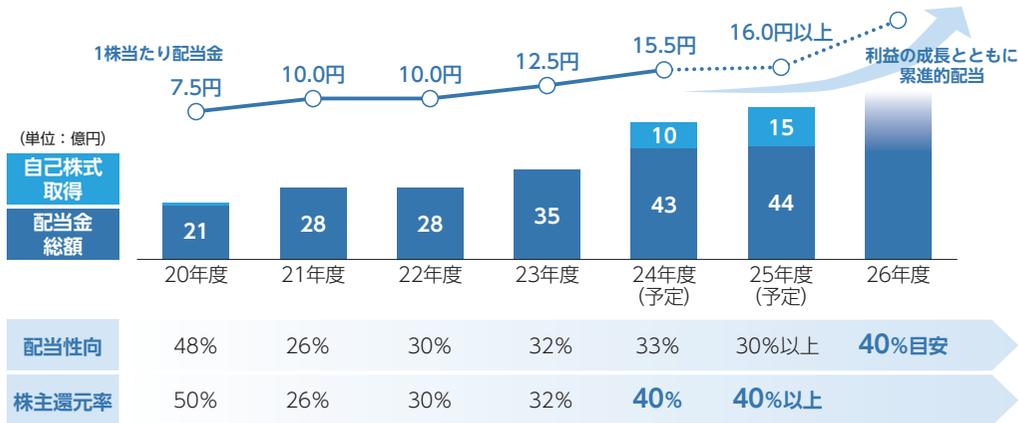
	第5次中期経営計画Plusの主要計数				2028年度 目標 明確化
	(2024年10月公表) 2024年度計画	2024年度 実績	(2022年5月公表) 2025年度計画 Update	2025年度 修正計画	
HD連結 当期純利益	129億円	132億円	112億円以上	147億円	220億円
HD連結 ROE	5%前半	5.5%	4.4%	6.1%	8%
HD連結 自己資本比率 (パーゼルⅢ最終化ベース)	11%半ば (9%半ば)	11.5% (9.4%)	10%前半 (9%前半)	10%半ば (9%前半)	9~10%
銀行単体 コア業務純益	154億円	167億円	161億円以上	213億円	
銀行単体 本業利益	105億円	108億円	112億円	142億円	
銀行単体 コアOHR	72%台	70.9%	72%台	66%台	
KPI ソリューション件数	—	11,203件	12,000件	12,000件	
KPI PBS残高 (パーソナルB/S残高)	—	—	6.2兆円	6.2兆円	2030年度 7兆円

(主要計数)

株主還元推移

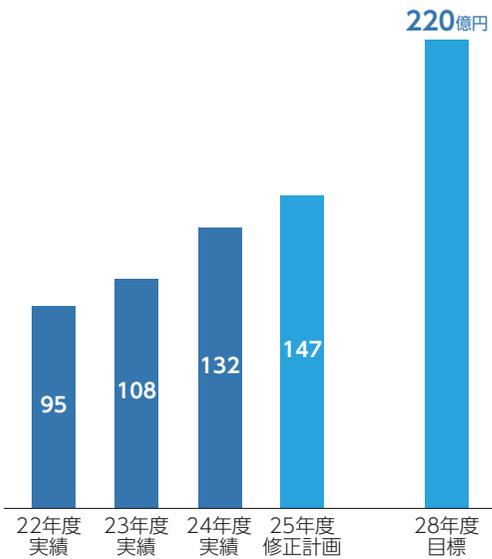
第5次中期経営計画Plus
2024~2025年度
株主還元率40%以上

次期中期経営計画
2026~2028年度
配当性向40%目安

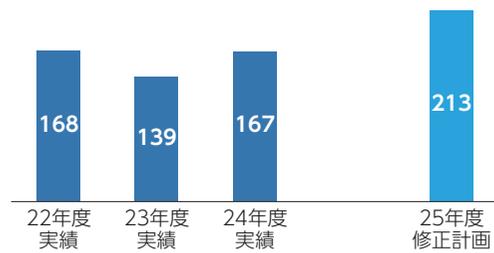


HD当期純利益※ (億円)

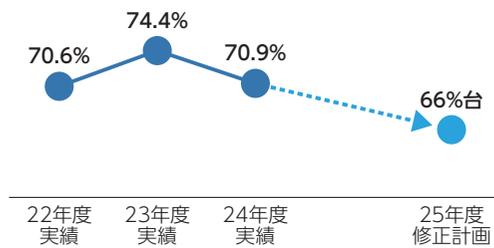
※当期純利益：親会社株主に帰属する当期純利益



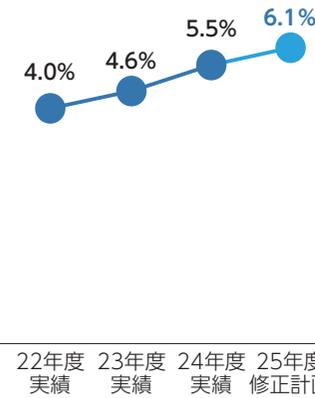
BK コア業務純益 (億円)



BK コアOHR

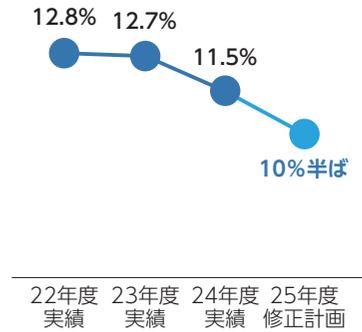


ROE



2028年度
目標
8%

自己資本比率



2028年度
目標
9~10%

(2) 企業集団及び当社の財産及び損益の状況

イ. 企業集団の財産及び損益の状況

(単位：百万円)

	2021年度	2022年度	2023年度	2024年度
経常収益	84,012	91,984	85,219	93,074
経常利益	14,047	12,061	16,025	19,549
親会社株主に帰属する当期純利益	11,400	9,502	10,874	13,246
包括利益	7,127	6,565	18,957	△40
純資産額	250,860	228,697	244,825	240,248
総資産	7,044,417	6,219,501	6,442,107	6,431,321

注 記載金額は、単位未満を切り捨てて表示しております。

ロ. 当社の財産及び損益の状況

(単位：百万円)

	2021年度	2022年度	2023年度	2024年度
営業収益	3,766	4,692	5,191	5,248
受取配当額	2,906	3,751	3,223	3,883
銀行業を営む子会社	2,906	3,751	3,223	3,883
その他の子会社	—	—	—	—
当期純利益	2,894	3,651	3,249	3,842
1株当たり当期純利益	円 銭 7 65	円 銭 13 02	円 銭 11 58	円 銭 13 71
総資産	192,646	192,478	167,603	170,724
銀行業を営む子会社株式等	188,398	188,398	162,851	166,851
その他の子会社株式等	2,424	2,941	4,031	3,049

注 記載金額は、単位未満を切り捨てて表示しております。

(3) 企業集団の使用人の状況

	銀行業	リース業	その他	合計
当年度末使用人数	1,939人	38人	275人	2,252人

注 使用人数には、執行役員、臨時従業員及び嘱託は含まれておりません。

(4) 企業集団の主要な営業所等の状況

イ. 銀行業

株式会社 池田泉州銀行

		当年度末	
		店	うち出張所
大阪府		106	(2)
兵庫 庫	県	30	(1)
京都府		1	(ー)
和歌山 県		1	(ー)
東京都		1	(ー)
合計		139	(3)

- 注1. 上記のほか、当年度末において店舗外現金自動設備を216か所設置しております。
 2. 上記のほか、当年度末において駐在員事務所を2か所設置しております。
 3. 2025年1月20日に伊丹鴻池支店を伊丹支店内へ移転し、共同店舗化しました。

01 銀行株式会社

(本社：吹田市)

池田泉州信用保証株式会社

(本社：大阪市)

近畿信用保証株式会社

(本社：大阪市)

ロ. リース業

池田泉州リース株式会社

(本社：大阪市)

池田泉州オートリース株式会社

(本社：大阪市)

八. その他

当社	(本社：大阪市)
池田泉州T T証券株式会社	(本社：大阪市)
池田泉州債権回収株式会社	(本社：大阪市)
池田泉州エリアサポート株式会社	(本社：大阪市)
株式会社池田泉州J C B	(本社：大阪市)
株式会社池田泉州D C	(本社：大阪市)
株式会社池田泉州V C	(本社：大阪市)
池田泉州キャピタル株式会社	(本社：大阪市)
池田泉州ビジネスサービス株式会社	(本社：大阪市)
池田泉州システム株式会社	(本社：大阪市)

(5) 企業集団の設備投資の状況

イ. 設備投資の総額

(単位：百万円)

	銀行業	リース業	その他	合計
設備投資の総額	3,238	1,474	32	4,746

注 記載金額は、単位未満を切り捨てて表示しております。

ロ. 重要な設備の新設等

(単位：百万円)

	会社名	内容	金額
銀行業	株式会社池田泉州銀行	店舗・事務機器等	2,027
		ソフトウェア	1,092
リース業	池田泉州オートリース株式会社	車両運搬具(リース資産)	1,218

注 記載金額は、単位未満を切り捨てて表示しております。

(6) 重要な親会社及び子会社等の状況

イ. 親会社の状況

該当事項はありません。

ロ. 子会社等の状況

会社名	所在地	主要業務内容	資本金	当社が有する子会社等の議決権比率	その他
株式会社池田泉州銀行	大阪市北区	銀行業務	61,385百万円	100.00% (—%)	注4
01銀行株式会社	大阪府吹田市	銀行業務	2,000百万円	100.00% (—%)	注5
池田泉州信用保証株式会社	大阪市北区	信用保証業務	180百万円	100.00% (100.00%)	
近畿信用保証株式会社	大阪市北区	信用保証業務	100百万円	100.00% (100.00%)	
池田泉州リース株式会社	大阪市淀川区	リース業務	50百万円	100.00% (100.00%)	
池田泉州オートリース株式会社	大阪市淀川区	リース業務	80百万円	95.00% (95.00%)	
池田泉州T T証券株式会社	大阪市北区	証券業務	1,250百万円	60.00% (—%)	
池田泉州債権回収株式会社	大阪市北区	債権管理業務	500百万円	100.00% (—%)	
池田泉州エリアサポート株式会社	大阪市北区	オンデマンド型交通事業	50百万円	100.00% (—%)	
株式会社池田泉州J C B	大阪市北区	クレジットカード業務	60百万円	100.00% (100.00%)	
株式会社池田泉州D C	大阪市北区	クレジットカード業務	30百万円	100.00% (100.00%)	
株式会社池田泉州V C	大阪市北区	クレジットカード業務	40百万円	100.00% (100.00%)	
池田泉州キャピタル株式会社	大阪市北区	投資業務	90百万円	100.00% (100.00%)	
池田泉州ビジネスサービス株式会社	大阪市北区	現金精算・印刷・事務代行業務	30百万円	100.00% (100.00%)	
池田泉州システム株式会社	大阪市北区	コンピューターソフト開発・販売業務	50百万円	100.00% (100.00%)	

注1. 記載金額は単位未満を、当社が有する子会社等の議決権比率は小数点第3位以下を切り捨てて表示しております。
 2. 当社が有する子会社等の議決権比率欄の()内は、子会社等による間接所有の割合(内書)であります。
 3. 当社の連結対象子会社は上記15社及び投資事業組合6組合、持分法適用関連会社は2社であります。

4. 当社は、当社の完全子会社である株式会社池田泉州銀行との間で、当社が同行に対して行う経営管理に関して、2009年10月1日付で「経営管理契約書」を締結しております。
5. 2025年2月28日にO1Bank設立準備株式会社は銀行業の営業免許を取得し、O1銀行株式会社へ商号変更を行いました。

(7) 主要な借入先

借入先	借入金残高
株式会社池田泉州銀行	4,100百万円

(8) 事業譲渡等の状況

該当事項はありません。

(9) その他企業集団の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

2. 会社役員（取締役及び監査役）に関する事項

(1) 会社役員の状況

(年度末現在)

氏名	地位及び担当	重要な兼職	その他
太田 享之	代表取締役会長	株式会社池田泉州銀行代表取締役会長	銀行業
鵜川 淳	代表取締役社長兼CEO	株式会社池田泉州銀行代表取締役頭取兼CEO	銀行業
和田 季之	取締役専務執行役員	株式会社池田泉州銀行取締役専務執行役員	銀行業
阪口 広一	取締役専務執行役員	株式会社池田泉州銀行取締役専務執行役員	銀行業
塚越 治	取締役専務執行役員	株式会社池田泉州銀行取締役専務執行役員	銀行業
小笠原 敦子	取締役（社外役員）	公益財団法人大同生命国際文化基金理事 一般社団法人関西イノベーションセンター理事 株式会社建設技術研究所取締役（社外役員） 株式会社池田泉州銀行非業務執行取締役（非常勤）	注1,3
中川 喜博	取締役（社外役員）	株式会社阪急阪神ホテルズ代表取締役会長 株式会社雅俗山荘取締役 株式会社池田泉州銀行非業務執行取締役（非常勤）	注1,3
金子 啓子	取締役（社外役員）	丸大食品株式会社取締役（社外役員） 極東開発工業株式会社取締役（社外役員） 株式会社池田泉州銀行非業務執行取締役（非常勤）	注1,3
久川 秀仁	取締役（社外役員）	パンドー化学株式会社取締役監査等委員（社外役員） 株式会社池田泉州銀行非業務執行取締役（非常勤）	注1,3
前野 博生	監査役		注4
有元 英也	監査役		
森 信静治	監査役（社外役員）	北恵株式会社取締役（社外役員） 梅新法律事務所長	注2,3
中西 孝平	監査役（社外役員）	丸紅建材リース株式会社取締役（社外役員）	注2,3

1. 取締役のうち小笠原敦子、中川喜博、金子啓子及び久川秀仁の4名は、会社法第2条第15号に定める社外取締役であります。
2. 監査役のうち森信静治及び中西孝平の2名は、会社法第2条第16号に定める社外監査役であります。
3. 当社は、「社外取締役および社外監査役の独立性判断基準」を定め、この基準をもとに社外役員を選任しており、社外取締役小笠原敦子、中川喜博、金子啓子及び久川秀仁並びに社外監査役森信静治及び中西孝平の社外役員全員を独立役員として指定し、東京証券取引所に届け出ております。
4. 監査役前野博生は、長年に亘って財務・会計業務に従事したことによる財務・会計に関する相当程度の知見を有しております。
5. 2024年6月26日開催の第15期定時株主総会終結の時をもって、取締役古川実及び小山孝男並びに監査役北川智司は任期満了により退任いたしました。

(参考) 当社は、執行役員制度を導入しております。取締役を兼務していない各執行役員の氏名、地位及び担当は次のとおりであります。

氏名	地位	担当
細見 恭樹	専務執行役員	池田泉州リース株式会社代表取締役社長
井上 慎治	専務執行役員	池田泉州信用保証株式会社代表取締役社長 近畿信用保証株式会社代表取締役社長
藤原 孝嘉	常務執行役員	総合リスク管理部担当 マネー・ローンダリング及びテロ資金供与防止担当
入江 努	常務執行役員	グループ戦略部プライベートバンキング部門担当
松下 恭子	常務執行役員	総合リスク管理部副担当 マネー・ローンダリング及びテロ資金供与防止副担当 コンプライアンス担当
篠原 共幸	常務執行役員	池田泉州エリアサポート株式会社代表取締役社長 デジタル戦略部担当 グループ戦略部リテール部門担当
飯室 良一	執行役員	総合リスク管理部副担当 マネー・ローンダリング及びテロ資金供与防止副担当
西川 章	執行役員	監査部長
朴木 健吾	執行役員	グループ戦略部コーポレートソリューション部門担当 グループ戦略部プライベートバンキング部門副担当
石川 輝	執行役員	グループ戦略部コーポレートソリューション部門副担当
永井 一生	執行役員	企画総務部長 グループ戦略部カスタマーコネクト部門担当
成田 敬宜	執行役員	総合リスク管理部長
米本 哲志	執行役員	人事部長

(2) 会社役員に対する報酬等

①取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針に関する事項

1. 基本方針

当社の取締役の報酬は、企業価値の持続的な向上と金融業としてのプルーデンス確保を図るインセンティブとして十分に機能する報酬体系とし、個々の取締役の報酬の決定に際しては各職責を踏まえた適正な水準とすることを基本方針とする。具体的には、業務執行を担う取締役の報酬は、固定報酬としての基本報酬、業績連動報酬及び株式報酬により構成し、監督機能を担う社外取締役の報酬は、基本報酬のみとする。

2. 基本報酬

基本報酬は、金銭による月例の固定報酬とする。基本報酬の金額は、役位、職責等に応じて定めるものとし、業績、他社水準、社会情勢等を勘案して、適宜、見直しを図るものとする。

3. 業績連動報酬

業績連動報酬は、事業年度毎の業績向上に対する意識を高めるため業績指標を反映した現金報酬とし、各事業年度の目標値に対する達成度合いに応じて算出された額を賞与として毎年、一定の時期に支給する。目標となる業績指標とその値は、各事業年度の予算計画策定時に設定し、適宜、環境の変化に応じて報酬委員

会の答申を踏まえた見直しを行うものとする。
2024年度の目標となる業績指標は以下のとおりとする。

重視する項目	具体的なKPI	ウェイト	概要
収益性	銀行単体コア業務純益 (投資信託解約損益を除く)	50%	銀行本来の業務による収益力を示す指標
将来性	ソリューション件数	30%	Vision'25にて掲げたKPI
健全性	持株会社連結自己資本比率	20%	自己資本/リスク・アセット

4. 非金銭報酬

株主との価値の共有を図り、中長期的な企業価値の向上に対する貢献意欲を引き出すため、業務執行を担う取締役に対し、ストック・オプションとして新株予約権を、毎年、一定の時期に付与する。付与する新株予約権の個数は、役位、職責、株価等を踏まえて決定する。

5. 構成割合

業務執行を担う取締役の種類別の報酬割合については、当社と同程度の事業規模や関連する業種・業態に属する企業をベンチマークとする報酬水準を踏まえ、上位の役位ほど業績連動報酬や株式報酬のウェイトが高まる構成とする。

6. 決定手続き

個人別の報酬額については取締役会決議にもとづき代表取締役社長がその具体的内容について委任を受けるものとし、その権限の内容は、各取締役の個人評価を踏まえた賞与の評価配分とする。当該権限が代表取締役社長によって適切に行使されるよう、代表取締役社長が起案した賞与の評価配分の原案について報酬委員会による諮問ののち取締役会にて決議するものとする。なお、非金銭報酬として付与する新株予約権は、取締役会で取締役個人別の割当個数を決議する。

②取締役の個人別の報酬等の内容決定に係る委任に関する事項

当社の取締役の個人別報酬額の具体的内容については、取締役会の委任決議に基づき、取締役社長兼CEO鶴川淳が決定しております。これらの権限を委任した理由は、当社全体の業績を俯瞰しつつ、各取締役の評価を行うには取締役社長兼CEOが最も適任であるからであります。

報酬等の額は、社外取締役を委員長とする報酬委員会に諮問され、取締役会にて同委員会の検討内容及び手続が報告されております。取締役社長兼CEOは、取締役会における報告内容に基づき、株主総会で決議された報酬総額の限度内で担当職務、業績、貢献度等を総合的に勘案して各取締役の報酬を決定しております。

③株主総会の決議年月日及び当該決議の内容等

定款又は株主総会で定められた報酬限度額

取締役の報酬等額：2021年6月23日開催の第12期定時株主総会決議により、年額360百万円（使用人兼務取締役の使用人分給与を除く）とし、うち基本報酬年額200百万円以内（うち社外取締役に對して年額80百万円以内）、業績連動報酬年額100百万円以内、非金銭報酬60百万円以内と定めております。

監査役：2010年6月29日開催の第1期定時株主総会決議により、月額6百万円と定めております。

なお、定款で定める取締役の員数は15名以内、監査役の員数は6名以内であり、第12期定時株主総会終結時点での取締役の員数は9名（うち社外取締役4名）、第1期定時株主総会終結時点での監査役の員数は4名であります。

④取締役及び監査役の報酬等の総額等

(単位：百万円)

区分	支給人数	報酬等の総額 (年間・合計)	報酬等の種類別の総額		
			基本報酬	業績連動報酬等	非金銭報酬等
取締役	11人	66	57	6	2
監査役	5人	53	53	—	—
計	16人	119	111	6	2

注1. 記載金額は、単位未満を切り捨てて表示しております。

2. 2024年度中に支給された業績連動報酬にかかる2023年度の業績指標の目標及び実績は、以下のとおりです。

K P I		目標	実績
収益性	銀行単体コア業務純益 (投資信託解約損益を除く)	118億円	139億円
将来性	ソリューション件数	10,613件	11,132件
健全性	持株会社連結自己資本比率	12.27%	12.77%

3. 当社の取締役が、当社の子会社である株式会社池田泉州銀行の取締役を兼職中に、同行から当社取締役へ支払われた年間報酬等については、下記のとおりであります。

(単位：百万円)

区分	支給人数	報酬等の総額 (年間・合計)	報酬等の種類別の総額		
			基本報酬	業績連動報酬等	非金銭報酬等
取締役	11人	132 (9)	98	24	9
計	11人	132 (9)	98	24	9

注 非金銭報酬等は、ストック・オプションとして付与した新株予約権に係る当事業年度中の費用計上額であり、上記「報酬等」の欄に括弧内書きしております。

当社グループが導入するストック・オプション制度は、株主の皆さまとの価値の共有を図り、中長期的な企業価値の向上に対する貢献意欲を引き出すことを目的としています。当社グループは、対象者である当社及び株式会社池田泉州銀行の取締役（非業務執行取締役を除く）並びに執行役員に対し、新株予約権の払込金額の総額に相当する報酬支払債務を負担し、会社法第246条第2項の規定に従い、金銭の払込に代えて、対象者が有する上記報酬支払債権をもって相殺するものとしています。当該事業年度にかかる報酬等として、対象者に付与した新株予約権の個数は、1,015個（101,500株）となりました。

(3) 責任限定契約

氏名	責任限定契約の内容の概要
小笠原 敦子	定款の規定に基づき、会社法第423条第1項の損害賠償責任の限度額を会社法第425条第1項が定める額とする内容の責任限定契約を締結しております。
中川 喜博	
金子 啓子	
久川 秀仁	
森 信 静 治	
中西 孝平	

(4) 補償契約

該当事項はありません。

(5) 役員等賠償責任保険契約に関する事項

被保険者の範囲	役員等賠償責任保険契約の内容
当社及び連結される子会社及び子法人	被保険者が行った行為に起因して、損害賠償請求がなされたことにより、被保険者が被る法律上の損害賠償金及び訴訟費用が補償されます。ただし、被保険者の執行の適正性が損なわれないようにするため、被保険者の犯罪行為や法令に違反することを被保険者が認識しながらおこなった行為に対する損害等は補償対象外となります。
当社及び連結される子会社及び子法人の取締役及び監査役、執行役員、重要な使用人等	

3. 社外役員に関する事項

(1) 社外役員の兼職その他の状況

氏名	兼職その他の状況
小笠原 敦子	公益財団法人大同生命国際文化基金理事 一般社団法人関西イノベーションセンター理事 株式会社建設技術研究所取締役（社外役員） 株式会社池田泉州銀行非業務執行取締役（非常勤）
中川 喜博	株式会社阪急阪神ホテルズ代表取締役会長 株式会社雅俗山荘取締役 株式会社池田泉州銀行非業務執行取締役（非常勤）
金子 啓子	丸大食品株式会社取締役（社外役員） 極東開発工業株式会社取締役（社外役員） 株式会社池田泉州銀行非業務執行取締役（非常勤）
久川 秀仁	バンドー化学株式会社取締役監査等委員（社外役員） 株式会社池田泉州銀行非業務執行取締役（非常勤）
森 信 静 治	北恵株式会社取締役（社外役員） 梅新法律事務所長
中西 孝平	丸紅建材リース株式会社取締役（社外役員）

- 注1. 社外取締役 中川喜博氏の兼職先である株式会社阪急阪神ホテルズと株式会社池田泉州銀行との間には、通常の銀行取引があります。
2. 社外監査役 森信静治氏の兼職先である北恵株式会社と株式会社池田泉州銀行との間には、通常の銀行取引がありません。

(2) 社外役員の主な活動状況

イ. 取締役会及び監査役会等への出席状況及び活動状況

氏名	在任期間	取締役会及び監査役会等への出席状況	取締役会及び監査役会等における発言その他の活動状況
小笠原 敦子	4年9カ月	当年度開催の全ての定例取締役会（15回）に出席しております。また、諮問委員会の委員として、当年度開催の全ての人事委員会（7回）並びに全ての報酬委員会（4回）に出席しております。	報道機関で要職をつとめるなど実業界での幅広い経験と高い見識に基づき、当社の社外取締役として業務執行に対する監督等の役割を果たしております。
中川 喜博	1年9カ月	当年度開催の全ての定例取締役会（15回）に出席しております。また、諮問委員会の委員として、当年度開催の全ての人事委員会（7回）並びに全ての報酬委員会（4回）に出席しております。	企業の代表取締役として企業経営に関与した幅広い経験と高い見識に基づき、当社の社外取締役として業務執行に対する監督等の役割を果たしております。
金子 啓子	9カ月	就任後開催の全ての定例取締役会（11回）に出席しております。また、諮問委員会の委員として、就任後開催の全ての人事委員会（4回）並びに全ての報酬委員会（2回）に出席しております。	上場会社で要職を務めた幅広い経験と実績に基づき、当社の社外取締役として業務執行に対する監督等の役割を果たしております。
久川 秀仁	9カ月	就任後開催の全ての定例取締役会（11回）に出席しております。また、諮問委員会の委員として、就任後開催の全ての人事委員会（4回）並びに全ての報酬委員会（2回）に出席しております。	上場会社の代表取締役として企業経営に関与した幅広い経験と高い見識に基づき、当社の社外取締役として業務執行に対する監督等の役割を果たしております。
森 信 静 治	7年9カ月	当年度開催の定例取締役会（15回中）13回及び監査役会（20回中）19回に出席しております。	弁護士としての幅広い経験と高い見識及び他社における社外取締役としての経験と見識に基づき、当社の社外監査役としての役割を果たしております。

氏名	在任期間	取締役会及び監査役会等への出席状況	取締役会及び監査役会等における発言その他の活動状況
中西孝平	7年9カ月	当年度開催の定例取締役会(15回中)14回及び全ての監査役会(20回)に出席しております。	銀行の取締役や企業の社外取締役を通じて培ってきた、国際金融に関する幅広い知識と見識並びに企業経営に関する経験及びコーポレートガバナンスに関する知見に基づき、当社の社外監査役としての役割を果たしております。

(3) 社外役員に対する報酬等

(単位：百万円)

区分	支給人数	報酬等の総額(年間・合計)	当社の子会社からの報酬等(年間・合計)
取締役	6人	33	2
監査役	2人	16	—
計	8人	50	2

注1. 記載金額は、単位未満を切り捨てて表示しております。

2. 当社の社外取締役が、当社の子会社である株式会社池田泉州銀行の取締役を兼職中に、同行から支払われた年間報酬等については、「当社の子会社からの報酬等(年間・合計)」の欄に記載しております。

(4) 社外役員の意見

該当事項はありません。

4. 当社の株式に関する事項

(1) 株式数	発行可能株式総数	普通株式	850,050千株
	発行済株式の総数	普通株式	281,008千株

注1. 株式数は、千株未満を切り捨てて表示しております。

2. 当年度末における普通株式の自己株式は2,944千株であります。

(2) 当年度末株主数	普通株式	47,914名
-------------	------	---------

(3) 大株主

株主の氏名又は名称	当社への出資状況	
	持株数等	持株比率
	千株	%
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	39,147	14.07
株式会社日本カストディ銀行(信託口)	29,681	10.67
池田泉州銀行従業員持株会	13,157	4.73
STATE STREET BANK AND TRUST COMPANY505223	4,232	1.52
DFA INTL SMALL CAP VALUE PORTFOLIO	4,018	1.44
J P MORGAN CHASE BANK 3 8 5 7 8 1	3,891	1.39
伊丹産業株式会社	3,692	1.32
STATE STREET BANK AND TRUST COMPANY505001	2,901	1.04
日本生命保険相互会社	2,505	0.90
富国生命保険相互会社	2,400	0.86

注1. 持株数等は、千株未満を切り捨てて表示しております。

2. 持株比率は、自己株式を控除して算出しております。

3. 持株比率は、小数点第3位以下を切り捨てて表示しております。

(4) 役員保有株式

該当事項はありません。

(5) その他株式に関する重要な事項

該当事項はありません。

5. 会計監査人に関する事項

(1) 会計監査人の状況

(単位：百万円)

氏名又は名称	当該事業年度に係る報酬等	その他
EY新日本有限責任監査法人 指定有限責任社員 伊加井真弓 指定有限責任社員 藤間 信貴	22	注3, 4, 5

注1. 記載金額は、単位未満を切り捨てて表示しております。

- 当社と会計監査人との間の監査契約において会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬の額を区分しておらず、かつ、実質的にも区分できないため、これらの合計額を記載しております。
- 会計監査人の報酬等に監査役会が同意した理由
監査役会は、公益社団法人日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえ、前期の監査実績の分析・評価、監査計画における監査時間・配員計画、会計監査人の職務遂行状況、報酬見積の相当性などを確認し、検討した結果、会計監査人の報酬額につき会社法第399条第1項の同意を行っております。
- 当社、子会社及び子法人等が会計監査人に支払うべき金銭その他財産上の利益の合計額は128百万円であります。
- 当社の子会社である池田泉州TT証券株式会社は、会計監査人に対し、非監査業務として、証券業務における分別管理に係る検証業務の報酬として1百万円を支払っております。

(2) 責任限定契約

該当事項はありません。

(3) 補償契約

該当事項はありません。

(4) 会計監査人に関するその他の事項

会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。

また、監査役会は、会計監査人の職務執行状況等を総合的に判断し、監査の適正性および信頼性が確保できないと認めるときは、株主総会に提出する会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容を決定いたします。

6. 会計参与に関する事項

該当事項はありません。

第16期末 連結貸借対照表 (2025年3月31日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資 産 の 部)		(負 債 の 部)	
現 金 預 け 金	854,992	預 金	5,702,410
コ ー ル ロ ー ン 及 び 買 入 手 形	4,336	債 券 貸 借 取 引 受 入 担 保 金	4,396
金 銭 の 信 託	8,996	借 用 金	408,343
有 価 証 券	716,402	外 国 為 替	846
貸 出 金	4,680,029	信 託 勘 定 借	2,644
外 国 為 替	5,862	そ の 他 負 債	62,895
そ の 他 資 産	91,434	賞 与 引 当 金	1,790
有 形 固 定 資 産	36,572	役 員 賞 与 引 当 金	82
建 物	13,095	退 職 給 付 に 係 る 負 債	141
土 地	15,049	役 員 退 職 慰 労 引 当 金	4
リ ー ス 資 産	7	睡 眠 預 金 払 戻 損 失 引 当 金	74
そ の 他 の 有 形 固 定 資 産	8,419	偶 発 損 失 引 当 金	496
無 形 固 定 資 産	3,842	特 別 法 上 の 引 当 金	15
ソ フ ト ウ ェ ア	2,822	繰 延 税 金 負 債	9
そ の 他 の 無 形 固 定 資 産	1,019	支 払 承 諾	6,920
退 職 給 付 に 係 る 資 産	30,578	負 債 の 部 合 計	6,191,073
繰 延 税 金 資 産	1,648	(純 資 産 の 部)	
支 払 承 諾 見 返	6,920	資 本 金	102,999
貸 倒 引 当 金	△10,295	資 本 剰 余 金	16,898
		利 益 剰 余 金	112,405
		自 己 株 式	△1,116
		株 主 資 本 合 計	231,187
		そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	△1,680
		繰 延 ヘ ッ ジ 損 益	△139
		退 職 給 付 に 係 る 調 整 累 計 額	7,817
		そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額 合 計	5,997
		新 株 予 約 権	179
		非 支 配 株 主 持 分	2,884
		純 資 産 の 部 合 計	240,248
資 産 の 部 合 計	6,431,321	負 債 及 び 純 資 産 の 部 合 計	6,431,321

第16期 連結損益計算書 (2024年4月1日から2025年3月31日まで)

(単位：百万円)

科 目	金 額	金 額
経常収益		93,074
資金運用収益	51,826	
貸出金利息	43,246	
有価証券利息配当金	5,765	
コールローン利息及び買入手形利息	207	
預け金利息	2,496	
その他の受入利息	110	
信託報酬	10	
役務取引等収益	24,950	
その他の業務収益	1,742	
その他の経常収益	14,543	
睡眠預金払戻損失引当金戻入益	71	
償却債権取立益	596	
その他の経常収益	13,875	
経常費用		73,525
資金調達費用	4,321	
預金利息	3,832	
譲渡性預金利息	1	
コールマネー利息及び売渡手形利息	59	
債券貸借取引支払利息	91	
借入金利息	70	
その他の支払利息	266	
役務取引等費用	8,738	
その他の業務費用	1,220	
営業経常費用	45,399	
その他の経常費用	13,844	
貸倒引当金繰入額	329	
その他の経常費用	13,514	
経常利益		19,549
特別利益		10
固定資産処分益	10	
特別損失		42
固定資産処分損失	39	
減損損失	3	
税金等調整前当期純利益		19,516
法人税、住民税及び事業税法 法人税等調整額	3,646 2,555	
法人税等合計		6,202
当期純利益		13,314
非支配株主に帰属する当期純利益		67
親会社株主に帰属する当期純利益		13,246

第16期末 貸借対照表 (2025年3月31日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	799	流動負債	4,315
現金及び預金	752	短期借入金	4,100
その他	47	未払金	6
固定資産	169,924	未払費用	76
有形固定資産	0	未払法人税等	56
工具、器具及び備品	0	未払消費税等	5
投資その他の資産	169,924	賞与引当金	35
関係会社株式	169,901	役員賞与引当金	16
繰延税金資産	23	その他	18
		負債の部合計	4,315
		(純資産の部)	
		株主資本	166,229
		資本金	102,999
		資本剰余金	55,002
		資本準備金	40,499
		その他資本剰余金	14,503
		利益剰余金	9,343
		その他利益剰余金	9,343
		繰越利益剰余金	9,343
		自己株式	△1,116
		新株予約権	179
		純資産の部合計	166,409
資産の部合計	170,724	負債及び純資産の部合計	170,724

第16期 損益計算書 (2024年4月1日から2025年3月31日まで)

(単位：百万円)

科 目	金 額
営業収益	5,248
関係会社受取配当金	3,883
経営管理料	1,365
営業費用	1,331
販売費及び一般管理費	1,331
営業利益	3,917
営業外収益	2
受取利息	0
雑収入	2
営業外費用	17
支払利息	13
雑損	4
経常利益	3,902
税引前当期純利益	3,902
法人税、住民税及び事業税	57
法人税等調整額	2
法人税等合計	60
当期純利益	3,842

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書

独立監査人の監査報告書

2025年5月16日

株式会社 池田泉州ホールディングス
取締役会 御中

E Y 新日本有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 伊加井 真 弓

業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 藤 間 信 貴

業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社池田泉州ホールディングスの2024年4月1日から2025年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社池田泉州ホールディングス及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
 - 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
 - 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
 - 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
 - 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
 - 連結計算書類に対する意見表明の基礎となる、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手するために、連結計算書類の監査を計画し実施する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指揮、監督及び査閲に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。
- 監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。
- 監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

会計監査人の監査報告書

独立監査人の監査報告書

2025年5月16日

株式会社 池田泉州ホールディングス
取締役会 御中

E Y 新日本有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 業務執行社員 公認会計士 伊加井 真弓

指定有限責任社員 業務執行社員 公認会計士 藤間 信貴

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社池田泉州ホールディングスの2024年4月1日から2025年3月31日までの第16期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業的前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業的前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業的前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査役会の監査報告書

監 査 報 告 書

当監査役会は、2024年4月1日から2025年3月31日までの第16期事業年度における取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

(1) 監査役会は、監査の方針、監査計画等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

(2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、監査計画等に従い、テレビ会議や電話会議等の手段も活用しながら、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施いたしました。

- 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、会社の業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
- 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
- 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実はありません。
- 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項はありません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2025年5月16日

株式会社池田泉州ホールディングス 監査役会

監査役（常勤） 前 野 博 生 ㊟

監査役（常勤） 有 元 英 也 ㊟

監 査 役 森 信 静 治 ㊟

監 査 役 中 西 孝 平 ㊟

(注) 監査役森信静治及び監査役中西孝平は、会社法第2条第16号及び第335条第3項に定める社外監査役ではありません。

以上

株主総会 ライブ配信

2025年6月25日（水曜日）午前10時から
株主総会終了時刻まで



▶ 詳細は7頁をご覧ください。

皆さまの議決権行使が 社会貢献につながります。

インターネットによる議決権行使をご利用いただくことにより削減される郵送費用お一人あたり110円を日本ユニセフ協会に寄付をさせていただきます。



池田泉州ホールディングスグループは
持続可能な開発目標 (SDGs) を支援しています。

▶ 詳細は5頁をご覧ください。

ご出席される場合には、同封の議決権行使書用紙を、株主総会当日、会場受付にご提出ください。

- ※当日お預かりする議決権行使書用紙は株主さまご本人確認のためお預かりするものです。(議決権行使内容をお預かりするものではありません)
- ※議決権行使書を持参いただいても、株主さまではない代理人あるいは同伴の方など、議決権を行使できる株主さま以外の方はご入場いただけません(ただし、お体の不自由な株主さまの同伴の方・盲導犬・聴導犬および介助犬等をご入場いただけます)。

株主総会にご出席の株主さまにお配りしておりましたお土産をとりやめさせていただきます。

株主総会開催日時・会場ご案内図

2025年6月25日(水曜日) 午前10時
大阪国際会議場 (グランキューブ大阪) 10階 会議室

所在地 〒530-0005 大阪市北区中之島5丁目3番51号

URL <https://www.gco.co.jp/>



バス	オンデマンドバス キタ・福島エリア	大阪メトロオンデマンドバス	堂島大橋70・30 (バス停)	下車 すぐ
	JR大阪駅前 バスターミナル	大阪シティバス (53系統 船津橋行・55系統 鶴町四丁目行)	堂島大橋 (バス停)	
	JR大阪駅西口	中之島ループバス「ふらら」	リーガロイヤルホテル・ 大阪国際会議場前 (バス停)	



地球環境を考え、
植物油インキを使用しています。



見やすく読みまちがえにくい
ユニバーサルデザインフォントを
採用しています。